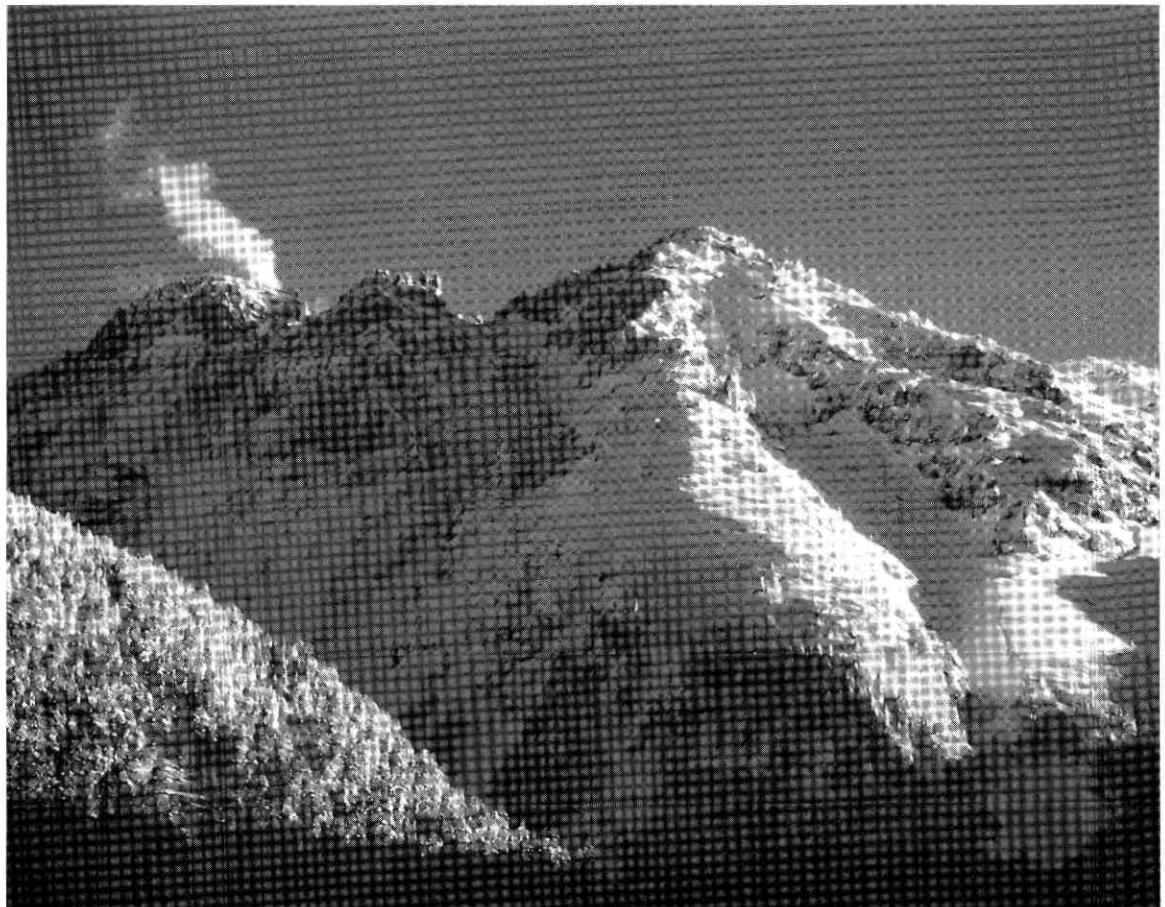
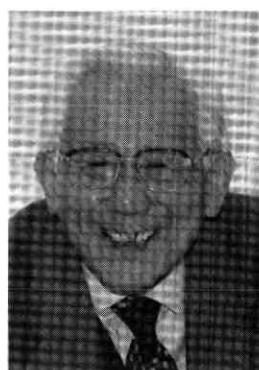


国民と森林

2009年・新春
第 107 号



国民森林会議



新年ご挨拶、そして二酸化炭素・行政改革

只木良也

(国民森林会議会長)

二〇〇九年、明けましておめでとうございます。

この一年、森林を巡る諸問題がますます複雑化すると共に、森林はその重要性をより大きくしつつあるのですが、従来経験したことの無いような突発性事件を含む社会問題が巷間満ち溢れる有様で、その陰に隠れて、一般社会の森林への関心は、決して向上とは申し難いと存じます。国民的立場からわが国森林の将来を憂い、るべき姿を提示することを目的とする国民森林会議も、この現状を開くべきさらに努力しなければなりません。任務は重大です。

方に論及する予定です。

地球温暖化防止の主題を二酸化炭素に絞れば、その排出抑制とともに、森林の光合成による吸収が注目されているのはご承知のところです。現状は世界各国が国単位の枠で、二酸化炭素収支を扱っているのですが、その建前から見れば、外国産木材の輸入は、国外の二酸化炭素を吸収した木材を、長距離輸送に伴う二酸化炭素排出量を加算しながら輸入し、使用後は国内で二酸化炭素を排出させることがあります。これは、森林国であるわが国にとっては、なんとも不合理なことで、事故米騒動で明らかになった米作制限実施のわが国に、外国産米の輸入があるのと同様の矛盾を感じさせます。現在二割の木材自給率の向上は、伐捨て間伐材の利用促進を含めて、二酸化炭素問題にとっても重要な課題です。

ところで最近、二酸化炭素問題に「カーボンオフセット」という考え方方が台頭してきました。欧州で始まったこのアイディアは、やむなく排出した二酸化炭素を、それに見合った活動や投資で相殺（オフセット）する排出量の取引で、国内でも政府は二〇〇八年一月に試行実施を正式決定しました。活動・投資先の一つとして森林整備があり、既に自治体行政ベースで契約進行の例もあります。この考え方は、排出量自己削減が第一で、削減不能分を投資等に置き換えるのが原則であるのは言うまでもないのですが、この方式が普及すると、その原則を忘れて、金銭での安易な解決法とされる危険は大きいと思われます。また、こうした排出量取引制度が、マネーゲーム化する危険性も大きそうで、既にその兆しは窺えます。巧に利用されて実際の排出削減には効果無しかったり、またそれに拘された森林が批判の対象にならないよう、警戒を要します。

昨年、国民森林会議では、一昨年より継続検討してきた後継者問題を「森林・林業の担い手」の標題で取りまとめ、七月に公表いたしました（会誌一〇六号）。これに次ぐ検討課題として、現在、地球温暖化防止と森林の役割について検討・論議を進めております。今日的話題のこの問題に対する基本的知識を再整理し、世の認識を是正しつつ、森林による温暖化防止策の問題点を抽出し、そのあり

が國に、外國産米の輸入があるのと同様の矛盾を感じさせます。現在二割の木材自給率の向上は、伐捨て間伐材の利用促進を含めて、二酸化炭素問題にとっても重要な課題です。

国有林独立法人化に対する批判と意見は、国民森林会議は提言書「森林関連行政改革に懸念あり」として公表し（会誌九八号）、また藤森提言委員長は「国有林問題－特に天然林・人工林の分属について」の追加意見を記述しています（会誌一〇六号）。これらと重複しますが、私の意見を繰り返しておきます。

目 次

季刊 国民と森林

No.107 2009年新春号

■ 卷頭言

新年ご挨拶、そして二酸化炭素・行政改革

只木 良也 2

■ 森林組合を「労働」から再考する

－小規模森林組合等のミニシンポ

報告をかねて一 菊間 満 4

■ トヨタCSRの森づくり

池上 博身 11

■ 里山から砂漠まで 吉藤 敬 17

■ 切り抜き森林・林政ジャーナル 19

■ アトランダム雑誌切抜き 21

■ 平成21年度国有林野事業

特別会計(案)の概要 39

現在進行中の行政改革案では国有林の任務を環境提供と木材生産の一機能に分割し、木材生産部分を企業・独立法人化することになります。森林による国土と国民の環境の保全は、金銭経済的効率では単純に評価できないものながら、国としては重々対処すべき課題です。それが、森林は木材生産という経済的一面を持つばかりに、経済性・生産効率性の物として評価されてきたのが過去の経緯でした。民間では持ちきれないが、国として維持しなければならない森林があります。それを管理するのは国有林の任務です。ところが、民間対応不可能な、木材生産だけでは律しきれ

ない国有林の本質的なあり方よりも、金銭経済性のみを尺度に批判されたのが、終期の国有林野特別会計制度でした。そもそも、この制度は、昭和二十二年、当時大黒字であった国有林の林業収益を「山の儲けは山へ返せ」と、次代の森林の育成に儲けを投入する趣旨で発足したと聞いています。今回の改革案は、過去の軌道を再び辿り、誤りをさらに強調することにならないか懸念します。そしてまた、わが国にとって国土・環境・社会・文化等の面で重要な存在である森林を担当する国の組織体制が、この改革と称するものによって弱体化するとすれば、それは当該分野に不可欠な国の政策対応が基本

的ところで疎かになるばかりか、その考え方は全国二千五百万ヘクタールの森林に及ぶのです。それは憂慮すべきことです。最近とくに、日先の金銭経済性や効率性が物事の判断基準にされますが、それに左右されはいけない公的制度・組織があります。警察や消防はその好例で、ここには赤字批判はありません。わが国の森林管理も、国民生活を守るという任務からは、それに準ずるのではないでしょうか。たんに経済性のみを根拠に結論を急ぐとき、将来巡り来たる時代にも対応のできる国家百年の計を、誤る恐れは大きいと思います。

新雪の焼岳

撮影地 高山市奥飛騨温泉郷
清水洋嗣(岐阜県高山市在住)

大正15年の爆発、昭和35年の噴火での有名な大正池を作り山岳観光地としてもっとも有名な上高地(長野県側)さらに、日本でも露天風呂の数では一二位を誇る奥飛騨温泉郷(岐阜県側)の豊かな温泉の源となる活火山焼岳である。

森林組合を「労働」から再考する

—小規模森林組合等のミニシンポ報告をかねて—

菊間満

(山形大学教授)

1 環境・森林・林業を「労働」から 再考する

(1) 小規模森林組合等に関するミニシンポジウムの開催

筆者の所属する山形大学農学部林政学研究室では、一九八三年に全国で最初に「森林組合論」を開講した。日本林業の有力な主体の一つである森林組合が、その重要性にもかかわらず独自の講義科目として開講されていないこと、実践家の講義を学生に聽かせたいなどの理由からである。森林組合関係者を講師に迎え、二六回目を数えることとなつた今年は、内外の協同組合研究の第一人者である石見尚氏を講師に迎え、五月にこれまでの取りまとめとなる講義をお願いした。また、講義の一環として、同月二十五日、「いま見直す、農林業の小規模・非営利事業体の役割」をテーマに、講義をかねた市民向

けのミニシンポジウムを協同総合研究所と本研究室で共催することになった。

報告者は、沼倉昭二氏（秋田県・小町の国手づくり工房『旧秋ノ宮森林組合』元工場長）、竹内信男氏（宮城県・登米町森林組合参事）、平吹誠一氏（山形県・山元林業協同組合）、座長は石見尚氏であった。シンポジウムの概要是、拙稿（小規模の森林組合と山村の協同組合の役割——これまでとこれから）も含めて「協同の発見」（第一九五号、二〇〇八年一〇月、協同総合研究所）に掲載されている。なお、本稿は、同誌所収の拙稿に加筆したものである。

(2) 環境・森林・林業を「労働」から再考する

同シンポジウムに参加され、前記「協同の発見」にコメント（これから森林と山村を支える市民的技術）寄せられた山田純氏（国民林会議事務局）から、本稿の執筆依頼を受けた。

依頼の荷は重く、承諾をためらうような、森林組合を「労働」から再考するというテーマであった。については、小稿もやや理屈っぽくなることを、まずお断りして、筆を進めたい。

地球サミット（一九九二年）の主導者の一人であるエルンスト・U・フォン・ワイツゼッカーは、本来一体であった「労働」がフォーマルな経済の基盤となる就業労働（産業労働）に一面化されていると指摘し、われわれにとって不可欠な睡眠、食事、愛情の行為、子どもなど、人間存在全体の基盤である「インフォーマル部門」の存在なしに、フォーマルな経済はまったく役に立たないと指摘している。そして、「インフォーマルな部門」の一つとして環境をあげ、次のように指摘する。「（インフォーマルな部門の、引用者）生存維持労働は環境に対しても配慮のある関係を維持しなければならなかつたが、産業労働にはそうしなければならない理由はもは

やなかつた。そして農業でさえも經營理論が必要になつた。熟練した職人はもはや自分がつくった。家事は季節や食料の過不足とますます無関係になつた。このような進歩の流れのなかで、人間労働はその本来もつてゐた環境持続可能性を維持することは不可能であった」（注1）。

資本論の著者たちも、「労働」を仕事（ワーク）と雇用労働（レイバー）とに峻別し、資本主義経済に対する社会的な規制による労働の在り方を展望した。資本主義経済では利潤を目的に仕事のなかから雇用労働が部分的に引き出されただけであり、逆に社会的に必要で有益な仕事であつても利潤が確保されなければ、雇用には結びつかない。しかし、失業は、あくまで資本にとっての相対的に過剰な人口問題であるから、仕事を雇用に拡大することは、社会的な規制によって現在でも可能な課題である。そして、その解決のためには、本来社会性と協同性をもつ労働を取り戻しうる雇用の創出と、それを担うべき非営利・協同の主体の役割が、仕事を雇用に変えてゆく仕事（ビジネス）の創出として、特に重要であるとの論理が導かれる。

（3）森林の持続性を「労働」から再考する

生産力は労働力と労働手段の他に、労働対象があつて現実化する。つまり、生産の持続性は、

労働対象の持続性を条件とする。その意味で、戦後の日本の拡大造林政策は、まず森林資源の多様性と持続性を失わせ、つぎに薪炭生産の崩壊を起点として山村での就労機会を減少させ、さらに地域の農林業が多様に展開する可能性も奪つてきた。事実、人工林率は第一次過疎法の制定された一九七〇年の三〇・三%から二〇〇五年には四一・一%に増加したが、過疎比率（面積）も四一・五%から五四・一%に増加し減少しなかつた。政策の想定した予定調和論（拡大造林による林業近代化と地域振興）は、すでに根拠を失っている以上、求められることは地域の雇用力を創出しない産業用木材の生産を目的とする林業経営から、地域の雇用創出を伴う森林経営に移行することである。それは、日本では農民的な薪炭林施業を母体にし、狩猟、薬草採取、林内農業、林間放牧・牧野利用の畜産的利用などを伴う、伝統的に「林野利用」と呼ばれてきた森林経営であり、今日ではFAO等が提唱する「非木材生産物」の経営に符合する森林経営である。

こうした経営は、自然の季節性を否定するのではなく、それを生かしながら、複数の利用主体が複数の作目等を生育させることができ、国土の土地生産力を増進するためのもつとも持続性の高い土地経営と国土利用といえる。しかし、現在の日本ではそうした経営と利用を助長する土地制度は容易には見いだせない（注2）。一方、



山形大学農学部で開催されたミニシンポジウム=小川三四郎氏

経済に陥る危険性が大きい。したがって、森林・林業は人智を生かした小規模の生産の集合体として、また非営利・協同の人的な結合体として展開されるべきであろう。その場合、森林・林業・山村を維持する林業労働や山村の労働は、「単純労働」ではなく、「暗黙知」を前提とする「複雑熟練労働」なのである。しかし、保障されべき社会的に見合う賃金と労働条件・労働環境はないのが現実である。

(4) 日本の林業と山村を「労働」から再考する
山村の農林業と地域社会のインフラである農道、林道、農業用排水路、公民館などの維持管理、そして子育てなどの家族の維持は、世帯主の都市同様の超過勤務、主婦のパートタイムの複数勤務（午前、午後と複数のパート）のもとでは、高齢者の「生存維持労働」に、つまり無償のシャドウ・ワークに支えられている。また、山村は青年層の雇用機会は極めて小さく、地域で仕事に就ける可能性は同様に小さい。新規学卒者（高校）求人倍率は二〇〇六年度で全国が一・六三、過疎の多い県（秋田、山形、山梨、和歌山、島根、高知、熊本、大分、宮崎及び鹿児島）が〇・九三となる。過疎の多い県の求人倍率は一九七〇年以降二〇〇六年度まで全国を下回り続け、まったく改善の様子はうかがえない。また、新規学卒者（高校）の県内就職率は二〇〇六年度で全国が七八・一%、過疎の多い

県が六五・二%となる。一九七五年以降、求人倍率同様に両者が逆転することは一度もなかつたのである（注3）。

加えて賃金状況も著しく悪化している。最近の京都府農村労組の調査によれば、林業労働の年収（二〇〇日就労）は新規参入者で一六〇万円、ベテランで二八〇万円、経費自分もち出来高で四〇〇万円前後という状況にある（注4）。それは、都市部のワーキングプア層と同水準にある。地域の低賃金と正常な雇用機会のなさは青年層の地域からの流失を招き、高齢者のシャドウ・ワークへの依存を一層増している。

こうして地域社会の持続にとって、特に若者の雇用創出は高齢者の医療・介護問題と同様に、焦眉の課題となっている。小規模の森林組合などの取り組みと山村での協同の取り組みは、そうした課題を解決するための運動として今日大きな重要性をもつものと考える。

2 森林組合を「労働」から再考する

— 小規模森林組合等の今日的意義 —

(1) 小規模森林組合をなぜ重要視するのか

全国の森林組合数（単位組合）は、森林組合合併助成法の制定された一九六三年の三、三九九から二〇〇五年には八四六に減少した。特に近年の減少は著しい。二〇〇五年では一組合平均の組合員数は一、九一三人、組合員所有面積は一三、一七八㌶となつた。合併により規模拡

大した多くの組合は経営の重点を造林から林産事業に置くようになり、一定の経営改善は実現したもの、組合員の組合への未結集傾向や運動の創意性の喪失といった点で、協同組合としての森林組合の運動自体の停滞が目につくことが少なくない。

これに対しても、小規模なままの森林組合では食品加工等に取り組むなかで、消費者との対話を重視し、小粒だがきらりと光る組合も少なくない。そして、それらの組合は経営規模の飛躍的拡大はないが、地域に密着し、持続性が高いことが注目される。森林・林業が困難ななかでも元気のよい組合は木材生産だけでなく、消費者との対面性・対話性の努力をいとわずに出産地消・土着主義を維持しつつ食品等を生産する、つまり「非木材生産物」（Non Wood Forest Products）の森林経営に努力する森林組合である。しかし、森林組合統計上は縦割り行政を反映して、食品生産等に関する公式統計は存在せず、また生産が組合出資の別会社などの場合もあって、全国的な実態把握は困難な状況にある。

森林組合の動向に関する表面的な理解を整序すると、①資源環境問題の地球規模化・社会化のなかで、日本の林業政策の破綻が顕在化したことがあげられる。80年代半ばから製材工場などの大型化により、国産材コストを外材に比べて低下させ、自給率を上昇させる政策をとった

が（国際競争力のある日本林業）、現実には国

らである。

産材価格が下がり、外材が上がり、自給率が下がったのである。この事実が示すように、この間の政策的破綻は明確である。そして、山林所困難はここから生まれた。この根の部分の問題を無視することはできない。②そのもとでとられた森林組合の合併政策、経営の規模拡大と生産の効率化政策に関連し、その政策の根底にある「規模の経済」について、疑問を呈さざるを得ないような事が、環境、資源、地域問題などで増加している。現在の国際的な金融危機で一層明確になったように、「規模の経済」の追求は、「規模の不経済」に陥ってしまったことは否めない（注5）。

(2) 今後一層必要性が増す森林組合の多様性しかし、大規模な森林組合の存在やその役割を全面否定するつもりはない。その内部で一定の組織的分権化が進むならば、おそらくその役割も今後より大きく、また合理的になつてゆく可能性もあるだろう。だが、大規模組合の存在と共に、小規模の森林組合、生産組織などが地域に多数、自立的に存在することが、逆に大規模森林組合が存在しうる条件になるのではないのかとも考えている。それは、日本の大企業が多くの中小零細企業に支えられて国際競争力を維持してこられたのと、ほぼ同じことであるか

できるだろう。

協同組合研究者の大田原高昭氏は、戦後日本の農協に関連して、系統農協は国の政策に直接組み込まれ、国の政策に連動して機能するよう制度化されてきたと分析している。つまり、日本型農協は「制度としての農協」であり、歐米の自主的民主的協同組織とは区別されるべきだろうと指摘する（注6）。森林組合も、農協と同じように「制度としての森林組合」として展開してきたことはあらためて指摘するまでもない。農協が「制度としての農協」を克服する課題に迫られているように、今日、森林組合も「制度としての森林組合」を克服する課題に迫られている。その意味で、まず小規模組合を見直すことの必要性を強調したい。つぎに大規模と小規模が同時に併存する条件を明らかにし、併存することが実は林業振興の要点であることも強調したい。この点で、各報告の小規模の組合や小規模の経営の取り組みから学ぶことは少なくないのである。

農地と森林等の山村の地域資源を生かし、食品加工、生産、そして森林資源管理に取り組む山村の小規模の事業体、森林組合、森林組合以外の協同組合の実態と意義については、先に述べたように統計的な把握が困難である。そのため、地域の取り組みから、その姿と重要性を明らかにできよう。また、各地の運動の経験から学び、そして経験を共有することで一層具体化

3 三つの組合等の取り組みから何を学ぶのか

(1) 三つの組合等の取り組み

農業や林業で小経営（家族経営）か大経営かという扱い手論は歴史的に議論されてきた課題であるが、今日ではそれに環境問題が強く関連し、より環境に親しい経営は何かといった視点が不可欠になっている。また、経営の質を問わず政策的に最初から大規模に誘導するのではなく、大にしろ小にしろ、組合員の議論で自らの道を選ぶことが必要なのであり、上からの押しつけ、ないしは政策的誘導は問題である。逆に三つの組合は、林業不況、過疎化・高齢化のもとでも、いずれも政策的誘導に対置される、下からの道を選択し、模索してきた取り組み例である。

まず、旧秋ノ宮森林組合（面積一、四三五ヘクタール員一九四人）は農村労組が出稼ぎ農家の森林所有者を中心に組織した小規模の森林組合であり、山菜など森林資源の加工と山仕事の確保を軸に経営を守ってきた。転作大豆の加工による味噌生産等にも取り組んできた。秋田県の合併指導政策によりやむを得ず一〇〇二年には広域合併組合に吸収されることとなつたが、加工部門は地域社会のサポートにより別会社として維持してきている。また、この取り組みは農村

労組と農村労連が、八〇年代に取り組んだ農林事業団（労働、出資、管理が一体の労働者協同組合）の運動としても評価することができる（注7）。

つぎに登米町森林組合（面積二、二三〇ha、組合員四一三人）は、作業班出身の経営者がリードする全国でもまれな小規模森林組合である（注8）。林産事業の他に、特用林産、農産物、食品加工等と地域の農林資源の活用を軸としてその機能を拡大し、二〇〇八年には合併協議会を脱会し、小規模組合として維持する意志を明らかにしている。

山元林業協同組合（面積一、五五〇ha、組合員一八人）は中小企業等協同組合法による事業協同組合である。森林組合の合併時に、森林組合とは別に集落の私有林、生産森林組合（入会山）からの地域材を挽く製材工場を出資して維持している。年に数戸、建て替えをする農家のための建築材料の確保が組合の主要目的であった。現在でも、一〇〇戸の集落農家はほとんどが森組、事業協同組合、生産森林組合、農協等に加入し、形態上では協同組合社会を形成している（注9）。なお、この集落は、綴り方教育として有名な「山びこ学校」の地もある。

(2) 取り組みから学ぶべき点

第一に、農林業において農協、森組、漁協等の職能組合とは異なる地域協同組合の可能性を

探ることにある。三つの事例は、全て地域協同組合の先駆的事例と評価することができる。

特定農山村法（一九九三年）で中山間地域対策の一環として実施が図られたが、大きな進捗が見られない森林組合の農作業受託、農協と森林組合の相互乗り入れを、この三つの組合は政策に先行して広げてきた。この点の評価は重要である。なお、農林水産省は二〇〇七年九月に

「農業協同組合、森林組合及び漁業協同組合における事業連携促進方策について（中間取りまとめ）」を公表し、広域合併による農協・森組・漁協に地域住民が重複加入する場合が少なくなるため、農協・森組・漁協が提携し、消費者や地元の関連産業なども交えて取り組むことの重要性を指摘している。

第二に、地域協同組合として展開するときの経営の在り方・原則を学ぶこと。例えば、旧秋ノ宮森林組合のように必要な資材は全て地域から購入すること。それが、有限会社移行後も地域からの支持を得て、有限会社としての出資を実現できた理由であること等は重要な点である。

4 森林・林業・山村でのあらたな「労働」と協同の課題

(1) 省庁縦割り主義政策の限界とその克服の道

これまでの林業の協同組合政策には、省庁の縦割り主義への固執、協同組合地域協同組合の無理解、森林からの生産物を木材に限定する狭さ、農村と違う山村資源の特徴（小規模多様性）を生かす視点の欠落などが明らかである。また、山村コミュニティの主体は山村住民であり、その自治が山村再生の要であるとの視点もまったく欠落していることもあげられる（注10）。つまり、木材生産物とともに非木材生産物によって、雇用の創出とコミュニティの維持を実現し、森林維持を図る等のFAO等が提起する森林経営の国際的潮流とはまったく異質であり、官僚的な森林・林業・木材モノロード主義

第四に、協同組合社会が集落単位で存在する場合、農協・森林組合・事業協同組合・生産森林組合など別々に設立され、そのため出資金も分散し、出資金の合理的な運用が困難なこと。山村の土地利用と資源管理の実態を無視した、日本の特徴である縦割り省庁別の農林業政策と協同組合政策の問題点、その解決の必要性も明らかである。

第五に、いずれの組合等も、小規模性の故に、経営の持続性と資源の持続的管理が可能であったことである。

最後に、協同組合社会が集落単位で存在する場合、農協・森林組合・事業協同組合・生産森林組合など別々に設立され、そのため出資金も分散し、出資金の合理的な運用が困難なこと。山村の土地利用と資源管理の実態を無視した、日本の特徴である縦割り省庁別の農林業政策と協同組合政策の問題点、その解決の必要性も明らかである。

といえるものである。それ故、小規模な協同組合と地方自治体、特に小規模地方自治体（市町村）による分権的資源管理という対案が、今日必要とされるのである。

その対案として、農協や森林組合などのこれまでの職能組合から、山村地域の小規模協同組合による地域協同組合の運動を提起したい（注11）。

（2）地域協同組合の取り組みをどう進めるか

—協同組合と労働組合の役割—

第一は、技術的な理由である。①国際農民組織「ビア・カンペシーナ」の提唱する「小規模で持続可能な農業は地球を冷やす」といった地球温暖化対策上の意義である。日本の山村地域のこうした農業と林業は、森林と農地の複合的利用のもとでしかあり得ない。②小規模で持続可能な農林業は、同時に生物多様性を前提とする。農林業の作目の多品種少量生産性は、山村地域の特徴であり、生物多様性を維持する農林業と資源管理には、少品種大量生産型に陥りやすい職能組合より地域協同組合が適合的であるからである。③それは職能組合でない地域協同組合としての発展を条件とし、小規模で持続可能な農林業として可能である。④こうした農林業の担い手は農家（家族経営）と中小企業（零細経営）である。農家の農産物価格は生活費によって規定されるため、家族と地域の安定的な

生活が保障されるならば、投機と利潤に縛られた農林業の株式会社より、安価で安全かつ安定的な価格の農林産物供給を維持することができるのである。

第二に、主体の側から見た課題を指摘しておきたい。

①一九八〇年代に農村労組は、振動病療養者の復職運動、つまり労働者協同組合運動としての農林事業団運動に取り組み、その運動は少ない地域に広がった歴史がある（注12）。事

業は林業ばかりでなく、農業・建設業等の在村労働者の仕事全般にわたるものであつたが、全国組織の合併のなかで今まで運動は停止したままである。しかし、現在も、農村労組の経験者が地域の農林業、伝統的産業の維持と再建に貢献している事例は少なくない（注13）。もう一度、この運動に学ぶ必要がある。また、地域協同組合の展開には、山村の多数者である「今日的な在村労働者」との提携が必要となる。それは、国有林、民有林の所有の枠を超えた新しい労働者の運動として必要である（注14）。

主に労働に協同の基礎をおく地域協同組合の具體化には、日本でも広く展開している労働者協同組合運動等との連携が必要となる。それは労働者協同組合が地域協同組合の可能性をもつからであるが、日本では根拠法がないため、それを定義する法整備が必要である（注15）。③最

トワークづくりを提唱したい。このシンポジウムも、孤立分断化されている山村関係者が、自分たちの運動がいかなる運動なのかを理解し、その発展方向はどこにあるのかを考えてもらう機会として、多少の貢献はできたものと自負している。ネットワークの実現は、運動への大きな励ましになるはずである。

（注）

1 エルンスト・U・フォン・ワイツゼッカー著、宮本憲一他監訳（一九九四）『地球環境政策—地球サミットから環境の21世紀へ—』有斐閣、二六四～二六五六。

ワイツゼッカーの生存維持労働に関連して、特に女性労働の重要性がある。フェミニスト思想の経済学者マリリン・ウォーリングは、（第三世界での、引用者）社会的森林（林業、引用者）の強制が、公表された目的とは逆行した大規模産業、つまり市場に利益をもたらすユーカリ類の植林として促進され、この植林は女性から食料や飼料や燃料を奪い去るだけでは、彼女たちに何も与えず、市場と公共政策が結託して地域の需要や地域環境を無視すると指摘する。マリリン・ウォーリング著、篠塚英子訳（一九九四）『新フェミニスト経済学』東洋経済新報社、二四二六。

2 菊間 満（二〇〇八）「林野コモンズ論に関する実証的研究—今日の入会林野管理と山

村社会の自治」—『山形大学紀要（農学）』第

一五巻第三号、一六七六。

3 過疎対策研究会（一〇〇八）『過疎対策デー

タブック—平成一八年度過疎対策の現況—』

東京官書普及株式会社、三六六。

4 京都府農村労働組書記局（一〇〇八・三）「京

都府農村労働組合第四回定期大会決定」。

5 林野庁の推進する森林組合等の「提案型集

約化施業」のモデルである京都府日吉町森林組合は組員數九三四人、管理面積九、九一七ヘクタールと、現在ではむしろ小規模な森林組合である。同組合のきめ細やかといえる組合員本意の経営は大規模性ではなく、むしろ小規模性のなせるところであろう。

6 大田原高昭（一〇〇四・一一）「低成長期における農業協同組合—『制度としての農協の盛衰』」『北海学園大学経済論集』第五二

卷第二・三合併号、五八六。

7 菊間 満（一九八八）「労働者協同組合と農林事業団に関する研究（I）—農林事業団の全国的分析—」『第九回国日本林学会大会発表論文集』五一～五三六。

8 小川三四郎（一〇〇八）『森林組合論—地域協同組合運動の展開と課題—』日本林業調査会、一四三～一八八六。

9 菊間 満（一九九五）「山村の労働者協同組合に関する研究—山元林業協同組合（山形県上山市）の事例—」『日本林学会論文集』

第一〇六号、三七一四〇六。

10 林野庁長官の私的研究会である「山村再生に関する研究会」中間報告（一〇〇八年六月）

「山村の再生に向けて—環境・教育・健康に着目して21世紀を支える山村づくり」（林野庁ホームページ）は、そうした認識を極めて率直に述べている。

11 農業協同組合の事業と森林事業協同組合の事業をあわせ行うものとして、つまり山村の実情からして農山村の地域協同体としての農林業協同組合が望ましいとの構想は、戦後の森林組合制度創設時に検討されたこともあつたが、森林組合関係者の反対意見により検討段階で消えていったとされる（全国森林組合連合会（一九七三）『森林組合制度史』第二卷、九六頁^六）。

12 同注7

13 米丘寅吉（一〇〇七）『二人の炭焼、二人の紙漉』桂書房。同著は著者と妻の半生の自伝である。携わってきた薪炭出稼ぎ、林業労働者、農村労組の活動家紙漉職人としての半生から、職種はそれぞれ異なるが、共通するのは働くことへの信念、自然と伝統に対しても敬意を払うことへの信念である。それは、手仕事の文化の重要性と、気候風土と歴史が様々手仕事をつくるという認識ともつながる（柳宗悦（一〇〇三）『手仕事の日本』

ワイド版岩波文庫）。

14 元森林官のゲハルト・リーガ氏の講演から

は、日本と異なり、ドイツでは労働者性と職人性を生かし、労働者の権利を尊重し、労働組合の役割を重視した複線的な林業労働者養成が行われていることがうかがわれる。また、同氏は、現在の日本の林業技術教育が教育システムとしては八〇年前のドイツのような印象を受けると率直に指摘している（農林中金研究所（一〇〇八・一〇・二八）「ドイツからみた日本の森林・林業の課題—一〇〇八年『森林組合トップセミナー』・『ドイツ森林官との意見交換会』の講演録—』『総研レポート』）。

15 日本労働者協同組合連合会を中心として

「協同労働の協同組合」法制化運動は進み、一〇〇八年一月には国会で超党派の議員連盟が発足した。一〇月現在では全国の二五〇市町村議会で法整備を求める意見書が採択されている。なお、この運動は新しい公共と市民自治を目指すものであるが、こうした視点から森林・林業の公共性や公益性を、新しい公共として市民社会に即したものに現実化する課題もある。

トヨタCSRの森づくり

池上博身

(トヨタ自動車(株)社会貢献推進部)

はじめに

私は事務職で、研究者ではありません。社会

貢献推進部が二年前に設置されるまでは総務部といったところで、トヨタの森関係の仕事をしてきました。一〇年ほど前にたまたまトヨタの森を担当して以来、門前的小僧習わぬ経を読むではありませんが、いろいろな形で勉強させていただきながら、後任がこないこともあってずっとこの仕事を続けています。

今日は、トヨタ自動車が、特に環境に関連した社会貢献活動として取り組んでおります「トヨタの森」の取り組みについて、事例の紹介を中心にお話しします。

トヨタの森のマークは、社内でも公募したオリジナルなマークです。針広混交の若い芽もある複層林になっていて、そこを風が通り抜けているという、トヨタの森

のコンセプトそのものをデザインしたもののです。

森づくり三本柱

トヨタ自動車(会社)の今年三月末の主な数字をあげてみました。今年で創立以来七一年経ちました。従業員がおよそ七万人弱、連結・子会社を含めますと三一万数千人になります。資金はおよそ四千億円、これは一〇年近く変わっていないと思います。

トヨタ自動車の環境に関連した社会貢献活動は、今年の六月に開催した「環境フォーラム」を契機に、それぞれの部署が独自に取り組んでいたものを、一つにまとめて見えやすく整理しました。(図1)「森づくり(環境保全)」「人づくり(環境教育)」「地域づくり(環境活動助成)」

三つ目の「地域づくり」として、地域における環境活動に対する助成を行っています。トヨタ環境活動助成プログラムでは、教育と技術という二つのテーマで世界各地で課題を募集しており、これだけで年間二億円近い助成をしています。中国での若者たちによる環境保護(NGO)活動が近年活発になっていますが、その活動に助成しています。アメリカでの教育支援活

ナショナルと、フィリピンで熱帯林再生プロジェクトを始めました。「トヨタの森」は日本での取り組みです。

二つ目の柱として、森づくりを支えるための「人づくり」を進めています。トヨタの森でも学童向けの体験学習などを行っていますが、日本環境教育フォーラムと一緒に、エコのもりセミナーを行ってきました。万博の年にオープンした白川郷自然学校、そして、エコミュースマーレーシア、インドネシアで行っています、これはトヨタ式の管理ノウハウをそれぞれの地域で伝えていく活動です。

三つ目の「地域づくり」として、地域における環境活動に対する助成を行っています。トヨタ環境活動助成プログラムでは、教育と技術という二つのテーマで世界各地で課題を募集しており、これだけで年間二億円近い助成をしています。中国での若者たちによる環境保護(NGO)活動が近年活発になっていますが、その活動に助成しています。アメリカでの教育支援活

動、また、トヨタ財団も世界各地で助成活動などを行っています。

以上のように、森づくり（環境保全）、人づくり（環境教育）、地域づくり（環境活動助成）の三つを環境社会貢献活動の柱にして活動しています。

トヨタの森のコンセプト

目的の第一は、環境に関する企業イメージの一層の向上を図ることです。環境に関連した活動に積極的に取り組んでいる企業であるという、一般の方々からのイメージをつくり、さらにその向上を図ること、としています。

二つ目の基本的な考え方では、具体的な活動の内容として①人と自然との共生を、里山という身近な自然環境の中で実践し、その成果を普及させる。②具体的に推進するテーマとしては「緑による環境の改善」をはかつてていく、というものです。

別の言い方になりますが、環境社会貢献活動の一環として、森を軸とした持続可能な循環型社会づくりをめざす「トヨタの森」計画を推進する、とも言っています。

この森づくりを実践するフィールドが「トヨタの森」です。ここは九七年に、里山活性化のための実験フィールドとしてのモデル林がオープンしました。これまでのおよそ一〇年間は農田を中心とした活動でしたけれども、これらは関連の国内の事業体周辺地域、あるいは海外事業体までも視野に入れた「グローバルなトヨタの森」づくりを進めていく計画です。特に最近は、森を軸とした持続可能な循環型社会づくりを目指すというコンセプトを強く打ち出しが多くなってきています。

トヨタの森の施設

施設としては、現在二つあります。里山活性化の実験フィールドとしての「トヨタの森・フォレストヒルズモデル林」はおよそ一五ヘクタールあります。対象者は、一般市民、行政、企業等々の方々に自由にご覧いただけるよう常時開放しています。ここでは、実際に里山管理や希少種の保全活動、森林資源利活用の取り組みといった内容について、小さな規模でショーウィンドウ的な取り組みといった感じで実験を進めています。あわせて、具体的に手を入れることによる成果をどう評価するかということで、約一〇年間科学的なデータを収集するモニタリング活動を続けてきました。

もう一つは、市民参加の森づくりです。ボランティア等による森林整備活動などがここで進められています。

もう一つの拠点施設が、〇三年にオープンしました「里山学習館エコの森ハウス」、建築面積五三〇坪です。この学習館の役割は、主として環境教育や学習の拠点でありますし、来訪者の受け入れ、森林資源活用等に関連した情報発信なども行っています。テーマはバイオマス、森林資源等を軸とした環境型社会づくりへの啓発で、一般の方々を対象としておりますけれども、学童でも理解できるように作ってあります。

トヨタの森の社内での位置づけ

トヨタの森としては一〇年近くになりますが、



(図1) 環境社会貢献取り組みの全体像

会社の中でどのように位置づけられ、どのように展開されてきたか、全体推移を概観しておきます。（図2）

スタートしたのが一九九〇年です。八〇年代後半にトヨタが海外に新しく拠点を展開していくという非常な拡大期に、二一世紀をにらんだ新しい技術開発のテーマを社内で募集したことがありました。そのときに出でてきたテーマは、その後いろいろな形で実現しています。たとえ

ば通信事業やポート事業などが提案され、その中の一つに環境緑化がありました。大気浄化能に優れた植物を遺伝子組み替えで作って、それを自動車の排出ガスの吸収源として広めていくという提案がありました。当時は排出ガス対策で苦労していましたけれども、排出ガス吸収に役立つ植物を作り出して、ビジネスのタネにしていければいいというようなことで、技術部の中にバイオテクノロジーに関連した研究室を作りました。技術部門内に作ったバイオラボで新しい植物種の研究開発が始まつたのが、トヨタの森のそもそものスタートになっています。

排出ガス吸収能力の高い植物種を創出するというだけではなくて、同時に並行して、自然界的持っている力を蘇らせるという、森林は手を入れることによって元気になることから実際にフィールド実験を進めていくことが決まり、具体的なトヨタの森計画が二年後の九二年に策定されました。この計画は、最初から今日にいたるまで住友林業殿と共同で進めてきました。当時の計画で、森を育てるため技術開発もありますが、森林走行車の開発にも共同で取り組み、三年後ぐらいのモーターショウに参考出品しました。森林再生の取り組みを実際に始めたのが、九二年のトヨタの森計画です。

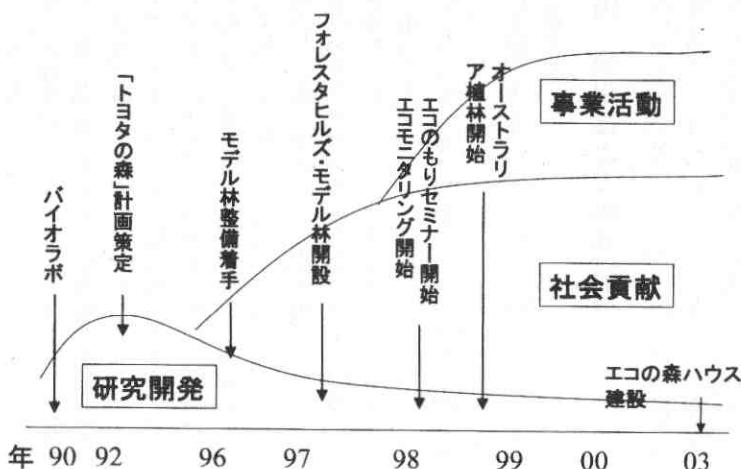
社会貢献の芽を育てる

研究開発は九五年までの五年間は、ほとんど技術部門の中で進んでおりました。九五年の時

点で、社会貢献活動の取り組み見直しというプロジェクトがありました。そのときに環境に関連した、新しい社会貢献プログラムとして何かないかということで着目したのが、技術部門ですでに取り組んでいたトヨタの森プロジェクトでした。この種子を大きく育てて広めていくという意味で、社会貢献のフェーズという書き方をしています。社内に育っていた技術の種子を社会貢献のフェーズに置き直して、社会一般に広げていくことを二つのステップとしてやろうとしてスタートしたのが、九六年以降今日につながっている社会貢献のフェーズとしてのトヨタの森プロジェクトです。

役員会の承認を得て、モデル林の整備に着手したのが九六年です。二年近くかけて基本整備をして、九七年の一〇月にフォレスタビルズ・モデル林を開設しました。トヨタの森を社会貢献のフェーズで新しく始めるときに、自動車会社が勝手な思いつきでやっているのではなく、有識者の方々にアドバイスや理論的な裏付けをいただきながら、このプロジェクトが進められていることを理解していただくために、プライベートな環境研究会「杜の会」を九六年に立ち上げました。九六年、九七年の二年間の研究成果として、里山の再生に関連した「里山ルネッサンス」というテーマの提言書を作成しました。その四本柱の中身が次の活動につながっていますけれども、里の緑を再生するためには各地での小さな森づくり活動、人材育成＝環境教育、モニタリング調査、関係主体とのネットワーク

（図2）主な活動推移（位置付け3段階論）



づくりが必要としています。特に、エコモニタリングと環境教育（エコのもりセミナー）を、モデル林の開設に併せて、引き続き実施していくことを宣言しました。

エコモニタリングとエコのもりセミナーは、それぞれ九八年度から始めました。モデル林開設の時に取り組むことを宣言して、エコモニタリングは一〇年間、そして、エコのもりセミナーは足かけ八年ですけれど、里山保全あるいは里山管理の専門人材の育成とか、親子を対象とした森遊びプログラムの提供などを、セミナーの形で進めてきました。

○三年には、エコの森ハウスを建設公開しました。

以上が、大きく広めていくという、社会貢献の活動です。

中国、豪州などで植林活動

九八年から立ち上げていますが、三つ目の会社取り組みの位置づけとして、事業としての活動がこれまでの活動に乗っかるような形をとっています。考え方としては、社会貢献は利益の一部還元とかいろいろな考え方ありますが、会社の経営が厳しくなればそれなりに縮小するなどどうしても波がありますけれど、外向けになるべくそれを平準化した形で安定的に実施するというのが社会貢献活動の大きな課題になります。それを可能にするためにも、そこそこ実入りのあること、トントンでもいいから社会貢献を永続的に展開できるように事業としても実験していく、というのが三つ目の事業という位

置づけです。

企業が利益を目的として行う事業と社会貢献事業とは意味合いが違います。社会貢献を永続たらしめるための事業という位置づけです。それでオーストラリアで植林事業を開始しまして、大変苦労しています。

同じ植林事業ですが、中国では砂漠化防止のための植林事業、フィリピンでの植林事業も、国内の社会貢献事業にさらに重なる事業です。

三段階論といっていますが、会社の中での仕事の位置づけはこのように推移しています。

森林整備効果を定量的に評価

時系列で取り組みを整理します（図3）と、最初の「杜の会」は只木先生の命名だったと思います、森ではなく「杜」の字を使っています。座長は当時東京大学の佐々木恵彦先生、委員として只木先生、東大の武内先生、篠原先生などそうそうたる先生方に、年に数回集まって討議していただき、その結果を提言書にまとめるということを九六年から九九年まで、足かけ四年間、実施しました。第一期のテーマが「里山ルネッサンス」、第二期のテーマが「自然の森と街の森から、地球温暖化防止を考える」、これは街の森から地球温暖化防止を考える、これは木材・住宅のことです。この二つのテーマで取り組んできました。

結果的には、その後一〇年間の活動を思い返してみると、ほとんど提言に沿ってまさしく進めてきたことに気づきました。それが「杜の会」です。

二つ目が市民参加の森づくりで、フォレスター一ヶ月前に、社内で森林整備の新しいボラン

（図3）個別の取り組み概要（時系列）

取り組み名	内 容
1.「杜の会」研究提言活動 (96~99年)	第1期テーマ：「里山ルネッサンス」 第2期テーマ：「自然の森と街の森から、地球温暖化防止を考える」
2.エコの森クラブによる森林ボランティア活動 (96年~)	社員・OB中心、登録40名 月1回定期活動、除伐整備・草刈り等
3.モデル林整備・公開による環境啓発活動 (97年~)	「トヨタの森」整備・保全・活用の3ゾーン、15ha 累計案内者数：14,400人
4.エコモニタリング (98年~07年)	生長量・多様性から整備効果を定量的に評価
5.エコのもりセミナー (98~04年)	日本環境教育フォーラムとの共催 里山管理の専門人材育成、ファミリー向け森遊びプログラム提供、森を軸とした循環型社会形成に向けたコンセプト検討、シンポジウム開催など 1・2期延べ参加者数：3,000人

ティアサークルが立ち上りました。メインは近隣の人工林で活動しますが、これまでいろんなところで活動していた人たちが集まつて、五〇人ほどの規模で活動がスタートしました。里山中心のサークルもありますし、近隣の人工林地帯で間伐を行うボランティアサークルも活動を始めています。

里山インター・ブリッターが常駐

三つ目は、モデル林の整備・公開による環境啓発活動です。具体的には、整備・保全・活用のゾーンに分けて一五箇の整備保全活動を行い、九七年秋から「トヨタの森・モデル林」として公開しています。最初の頃は行政関係者が多かったし、万博が決まってからは万博の関係者、最近は市民団体あるいは行政の方が市民グループを引率して見学に見えます。里山インター・ブリッター、いわゆる人と自然との掛け橋となるガイドが常駐しており、モデル林を視察にこられた方々を案内しています。昨年末までに、累計で一万四千人を案内しました。後に環境庁長官になられた方とか、国會議員も視察に訪れています。

雑木林で生長量を調査

四つ目は、エコモニタリングを一〇年間続けました。手を入れることによってどれだけ元気に育つかということの差を、一〇年間主として樹木の生長量を継続的に調査しました。整備林・未整備林から、林地肥培したところとしないところ、自然林へ誘導しようとしている代表的な

プロット二つ、遷移の進んだコジイ林という七つのプロットで、一〇年間継続的に生長量調査をしました。これは只木先生からご指導いただいたところですけれども、日本には雑木林で生長量調査しているところはほとんどない。当然大学とか研究機関にはあったと思いますし、人工林では一〇〇年の蓄積があるけれども、雑木林で調査しているところはほとんどないので、自動車会社としては先駆的な活動になるから、是非やりなさいと勧められて、雑木林での生長量調査をやりました。現在一〇年間の調査の最終とりまとめをしてますけれども、中間時点での具体的なデータ等については、すでにトヨタの森のホームページの中に全部公開しています。それらと併せて、もう少し身近なテーマを設けて、整備の効果を把握する取り組み、具体的には絶滅危惧種BIIでしたかシデコブシという、万博の時に反対派のシンボルになった樹木ですけれども、そういう個体が二百何〇個体も育っている場所がありますので、シデコブシの保全をメインにした整備手法・手入れの仕方を紹介しています。もう一つ、放棄された水田跡地からビオトープ風に再生した再生湿地があります。名称は湿生生物観察エリアといいますが、生物多様性を維持するための湿地管理に関連した取り組みを紹介しています。このように様々なテーマをもって定量的な調査を継続的に実施してきましたのがエコモニタリングです。

環境教育を充実

五つ目は、エコのもりセミナーという環境教

育プログラムです。日本環境教育フォーラムという社団法人と一緒に八年間、トヨタの森フォレスターハウスを中心に実施した人材育成プログラムです。テーマとしては、第一期として里山管理の専門人材の育成、第二期では森を軸とした循環型社会形成に向けたコンセプトの検討、循環型社会というけれどそれはどんな社会なのかということを、そういう活動をされている方、行政、企業等いろんな方々に集まつていただき、コンセプトを研究していただきました。一期二期通じて、ファミリー向けの一泊森遊びプログラムなども実施しました。

専門人材育成は、八年間で延べ二二回、二泊三日のキャンプを行いました。森遊びプログラムは、一日プログラムですが、八年間で三七回、それぞれの節目の時に成果を公にするシンポジウムを三回開催しました。こういったものを合わせて延べ三千人に参加いただきました。この方々は、直接顔をつきあわせた関係ができた人數ですので、かなりネットワークづくりというか濃い関係ができた、とても成果があったプログラムでした。

六番目はフィールドの提供です。地域結集型の研究プロジェクトで、五年間フィールドを研究の場所として提供しました。そのほかにも愛知教育大学、名古屋大学、名古屋大学院ほか、市民団体の活動、ネーチャーゲーム、野鳥の会などが活用しています。気軽に入れる森を目指してかなり手を入れてますので、多様な自然がそれなりに回復してきており、絶好の観察場

七つ目は、ここ数年来の一番メインの活動になっている、学童を中心とした総合的学習等への協力です。平成二年から総合学習が始まっていますが、その前年から準備をしてスタートしました。児童生徒が年間一五〇回、今年は一六〇回以上の予約がきています。人数では約六千人の学童に対して、専任のインター・プリター（指導者）四名が、五感を使った自然ふれあい体験学習の指導をしています。年間一五〇回といいましたが、毎回クラス単位で実施しています。もう少し多くてもできないことはないんですが、当社ならではの奥の手ですが、従業員の通勤用送迎バスの空き時間を利用し、朝学校へ迎えに行って昼の給食に送り届けるというスペシャルサービス付で行うために、一台のバスに乗れる人数の規模が一番いいということで、クラス単位の受け入れにしています。

児童生徒を含めた全体の年間来場者は、二年はおよそ一万人で、その内六割が児童たち、千人程度が観察者、それにイベントや利用で見える方、散歩で歩かれる方も全部含めて一万人ぐらいが、エコの森ハウスへの来場者数です。

八番目は、〇三年五月にオーブンしましたエコの森ハウス、里山学習館というサブタイトルがついています。バイオマスに関連した地球環境問題、特に地球温暖化や廃棄物リサイクルに関連した取り組みの紹介と、その解決のために森林資源とバイオマスがどこまでできるのかということを、実際に商品化されているバイオマス関連の製品等の展示、トヨタ自動車として取り組んでいるバイオプラスティックの実物の展示とか、バイオマス関連の取り組み紹介などを、ひとまとめにして展示しています。

この建物には、四〇人学級一クラス分が入れ

学童の学習に活用

(続き)

6. フィールド提供 (99年~)	地域結集型研究プロジェクト(5年間) 愛教大、名大、名大院ほか 試験研究協力 とよたネイチャーゲームの会ほか 市民活動支援
7. 総合的学習への協力 (01年~)	02年度から本格実施 専任インター・プリター 4名 五感を用いた自然ふれあい体験学習の場を提供 会社バスによる送迎付、年間150回以上 累計参加児童:26,900人(～07年度)
8. エコの森ハウス建設公開 (03年~)	03/5オープン。 バイオマス関連展示、来訪者受入れ拠点、 環境学習施設による環境啓発活動 延べ一般来館者数:15,200人(～07年度)

【課題】 次期環境教育プログラムの企画・実施 (ポスト・エコのもりセミナー)

ました。児童生徒が年間一五〇回、今年は一六〇回以上の予約がきています。人数では約六千人の学童に対して、専任のインター・プリター（指導者）四名が、五感を使った自然ふれあい体験学習の指導をしています。年間一五〇回といいましたが、毎回クラス単位で実施しています。もう少し多くてもできないことはないんですが、当社ならではの奥の手ですが、従業員の通勤用送迎バスの空き時間を利用し、朝学校へ迎えに行って昼の給食に送り届けるというスペシャルサービス付で行うために、一台のバスに乗れる人数の規模が一番いいということです。

もう少し多くてもできないことはないんですが、当社ならではの奥の手ですが、従業員の通勤用送迎バスの空き時間を利用し、朝学校へ迎えに行って昼の給食に送り届けるというスペシャルサービス付で行うために、一台のバスに乗れる人数の規模が一番いいということです。もう少し多くてもできないことはないんですが、当社ならではの奥の手ですが、従業員の通勤用送迎バスの空き時間を利用し、朝学校へ迎えに行って昼の給食に送り届けるというスペシャルサービス付で行うために、一台のバスに乗れる人数の規模が一番いいということです。

新たな人材育成プログラムを検討

最後に、ポストエコのもりセミナーという、次期環境教育プログラムの企画を現在、最終的に詰めています。愛知県のメインの河川・矢作川流域には、水源涵養林的なものがたくさんあります。その流域を対象として、一つは地域の村おこしにもつながるし、森林を上手に使うことを町の人たちにも広めていく、たとえばまちづくりコーディネーターという役割を担って、バイオマスを媒介にして町と村をつなぐことができる専門的な人材の育成が急務といった答申があつたかと思いますけど、まさしくそれとともにチャレンジしようとしているのが、新しい環境貢献といいますか人材育成プログラムであります。名称も決まっておりませんし、いつからスタートするかの目鼻もたっておりませんが、構想としてそういうことで進めてよいといふ承認を得られましたので、具体的な計画づくりを一生懸命に進めているところです。なんとか今年度末までには、スタートしたいと考えております。地元のNPOあるいは豊田市の行政とも一緒に協働して実施しようとする構想であります。

以下、スライドの説明（省略）。

里山から砂漠まで

吉 藤 敬

(国民森林会議常任幹事)

緑化に取組む地球緑化センター

特定非営利活動法人「地球緑化センター」は、小学生に森林のたいせつさを教え、森林を守ることの重要性を認識させる取組みから中国の砂漠や長江上流、北京近郊の緑化まで広範な活動を展開している。

設立は一九九三年（平成四）。世界中で毎年九四〇万ヘクタール（日本の国土面積の三分の一）が失われ、国内の森林も荒廃が日立つことから、「すべての生命を育む森林を守り活性化しなければならない」と立ち上がった。

最初は長野県木曽の赤沢国有林で、観光用のトロッコ軌道周辺の除伐、草刈りの奉仕活動を行っていたが、趣旨に賛同して参加する人が次第に多くなり、人工林の間伐から、各地の森林の整備に活動範囲が広がり、中国における砂漠緑化、長江上流、万里の長城の緑化活動までおこない、日中友好のだいじなかけはしの役割も果たしている。

ボランティア参加者は年々増加し、植林から草刈り除伐、間伐、枝打ちと森林を育てるあら

ゆる仕事をこなすようになると、作業の安全を確保することが最重要になる。同時に参加者の作業技術の向上も要求され、チエーンソーや草刈り機の使い方や手入れ方法などを習得する必要がある。そのためチエーンソーの安全な使い方の講習会を念入りに行っている。

ボランティアの人たちは、森林や自然が大きさではあっても、森林のいろいろな機能に関する知識を、十分に理解しているとは限らないため、森林生態系や種の保存の重要性をはじめ、森林と人とのかかわりに関する学習会も隨時開催している。

山と緑の協力隊

都市に住むボランティアと人手不足の山村を結ぶ活動を開催する「山と緑の協力隊活動」がひとつ特色。現在、北は岩手県、秋田県から山口県まで一八カ所で、地ごしらえから植林・間伐まで森づくりのあらゆる作業を行っている。

山と緑の協力隊のプログラムは、現地の最寄り駅に土曜日の昼に集合、午後作業をし、夜は講師による森林教室と懇親会、日曜日の午前中作

業をして解散。地元の人びとの行為で、ソバ打ち教室や特産品作り教室が開かれることがある。

現場の活動は、一〇代から七〇代まで男女を問わず、経験者を班長とする班を編成して作業が行われるが、ノルマはなく疲れたら休み、安全第一に楽しみながらの仕事を徹している。交通費と宿泊実費は自己負担。

山と緑の協力隊のもう一つの特色は、「CO₂マイレージ」を導入していることだ。地球温暖化削減対策として、森林が二酸化炭素の吸収源としての機能を高めるために、森林を育て適切な管理を行っているが、さらに一步進めてグリーンアースマイレージ（GEM）活動を今年から導入した。これは地球緑化センターの緑化活動に参加するボランティアの方々の活動を数値化し、計算して（CO₂を貯金）そのCO₂削減分の苗木を中国豊寧県の荒れ地に植える仕組みだ。マイレージのカウントは、スギの人工林で植林後五〇年までは、一年間に二酸化炭素を平均一四kg吸収する（森林総合研究所調べ）といわれていることをベースとして、地球緑化センターの活動に参加した方々の参加に応じた時間をカ

ウント（活動一時間当たり $10\text{kg}/\text{CO}_2$ ）し、スギの CO_2 吸収量基準に応じて苗木を購入し、緑化活動に役立てる。

子どもに森の楽しさを教える

次の世代で活躍する子どもたちに、森林に興味を抱かせることは、緑化活動のなかでも重要なことだ。地球緑化センターでは、子どもたちに夢と希望を抱き、森は水を通じて都市の生活に密着していることの認識を深めさせる意味もあって、森の妖精やカッパの伝説をもとに紙芝居を作成している。その紙芝居を通して、森林が無くなると森の妖精は住めなくなる。また、森林が荒廃したり失われると、川に水が流れなくなり、カッパが住めなくなるだけでなく、米や野菜や果物が収穫できなくなる。逆に大雨が降ると洪水になって、大きな災害をもたらすことなどを教えている。紙芝居は見せるだけではなく、全国の小中学生から、森の働きを題材にした紙芝居と森の歌を募集しており、すばらしい作品が毎年届けられているが、小中学生に森林の大切さを理解させる上で、非常に重要な取組だ。応募作品にはすばらしい詩が多く寄せられており、審査員の作曲家宮川彬良氏は「心の眼で観た風景と、心の耳に残った音楽が文字の中広がっていた。応募された歌詞にこんなすばらしい宝石があるのはめずらしい」と絶賛する作品もある。

中国で緑化活動

中国では、国を挙げて国土緑化事業に取り組

んでいる。中国は黄河流域、長江流域、内モンゴル地区など森林が失われた地域をはじめ、渴水や洪水、砂漠化の進行など国民生活に様々な悪影響が出ているといわれている。日本の面積の約二六倍もある大きな国だが、毎年東京都と同じくらいの森林が減少しており、森林率は一〇%台まで低下している。

黄河流域は森林が失われたことにより、水が減って「断流減少」が起き、黄砂の発生が増加し、万里の長城の風化が進んでいると指摘されている。

地球緑化センターは、中国政府と緊密な連携の下に、国内でボランティアを募り、七～八泊程度の日程で植林しているが、移動に時間がかかるため、植林活動は正味一～三日になる。

現在植林を実施しているのは、内蒙古自治区エジンホロ地域、北京北方の豊寧県、長江上流の重慶地域の三ヵ所。

地球緑化センターは、現地の状況を尊重する形で進めている。自分たちの理想と情熱だけで入っていくのは押しつけ、へたをすると文化・社会の破壊にもつながるとして、中国科学院、地元人民政府と緊密な連携をとりながら、現地の実情に合った植林活動を行っている。

植えるのは、現地の食糧の確保などを優先して主に果樹七、マツ、ボプラなど一般の樹種三の割合で植林している。

砂漠の緑化は苦労が多い。巨大な砂丘が芋虫のように移動することから、砂漠に自生している低木を刈り取って格子状に砂に埋め込んで、砂の移動を抑えるのだが、これが人手のいる途

方もない作業。この格子の中に草の種子をまいたり灌木を植えて、砂が固定したところで高木を植える。

北京に風砂を運ぶ通り道の豊寧県では、北京を砂風から守るために、日中共同「二一世紀中国首都圏環境緑化モデル拠点」共同事業が二〇〇一年から開始された。トヨタ自動車、NGO、中央政府、現地官庁が協力するプロジェクト。ここではボプラ、マツなどのほかサージ（グミの一種）、山アンズ等果実から収入を得られる樹種が取り入れられている。

長江上流の重慶では、地元住民の理解の下に「退耕還林」を進めている。植林する木はナシ、モモなど果樹が主体で、植林して四年を経過してから実がつき、地元の人びとは植林に自信を持ち始め、大きな励みになり、緑化への意識を高める原動力になっている。

九三～〇二年までの一〇年間の統計ではエジンホロ地域で六五三ha、重慶地区で一〇一八ha、豊寧満族自治県で一〇〇〇ha、延慶県で九六ha、など二七五六ha、空中播種九五〇haをふくめると三七一六haを植林し。その後の万里の長城その他地区を含め、現在までには、およそ五〇〇〇haを緑化しているものと見られている。植林だけでなく、中国政府の林務関係職員の研修受け入れや日本の森林ボランティアとの相互交流による、緑化技術の向上ならびに文化を含めた交流の橋渡しも行うなど、緑化活動を通じた日中友好にも貢献しており、中国政府並びに人民から感謝されている。

切り抜き森林・林政ジャーナル

新聞・この三ヶ月

境への意識も高まつた。状況は悪化しているが、個人で何ができるかを考えるきっかけとしてもらいたい」と話しています。

◇潮流・農林業の役割

[一〇月二日 東京新聞]

◇着工減 GDPを二・七兆円下げる
[九月三日 東京新聞]
建築確認審査の手続きを厳しく

五

マンションなど大規模な建物ほど審査厳格化の影響を受け、着工が減っている。都道府県別で総生

環境などの程度危機的なかを、時間時計の時刻で示し、切迫度を指標化したもので、

農業の本業の多面的機能について、日本学術會議が適正な評価をしている。農業については、持続的な食料供給が国民に与える将来

施行された後に住宅着工戸数が激減した影響で、今年六月までの一年間の実質国内総生産（GDP）は、その前の一年間と比べ〇・五二%、二兆八千七百億円押し下げられたことが二日、民間シンクタンクの日本総合研究所の試算で分

の七千三百八十三億円で、神奈川二千九百三十四億円、大阪二千四百八十三億円と続いた。このほか北海道や福岡など五道県で一千億円超の減少となつた。

代田区)の最新の結果によると、環境危機時刻はいま、世界平均で「九時三分」。日本は九時四二分、アフリカは一〇時三分、中国を含むアジアは八時五二分でした。九時一二時は「極めて不安」と判断されます。

的な安心感をもたらす。また、農業的な土地利用が物質循環を補完することによる環境への貢献を同会議は重視している。

国土交通省のまとめでは、住宅

産に占める住宅投資の比率が高い

組、政府關係者、研究者、企業人、

の生態の保全や、緑空間の提供、これが日本丸で東風景を二重の役割

着工戸数は七月に十三カ月ぶりに
前年同月を上回ったが、依然低水
準。日本総研は先行きについて
「法改正による混乱は」ほぼ収まつ
たが、建築資材価格の高騰などで
着工戸数は伸び悩む」とみている。

沖縄などで減少率が大きくなつた。
一方、岐阜は総生産が百四十億円（〇・一七%）のプラスだった。

市民らにアンケートを送り、回答を平均して算出します。今年は八ヵ国の七百三十二人が協力しました。回答時に考慮した危機として七割が「地球温暖化」、五割が「水の枯渇・食糧問題」を挙げました。

さらば日本的な原風景を守る役書
も軽視できない。

国土交通省が毎月公表する新設住宅着工戸数(延べ床面積)、そ

「環境危機時計」という時計が

した。

八十四億円に達する。

の着工戸数と延べ床面積
事費などから、各都道府県の総生
産に住宅着工の減少が与えた影響
を試算し、その結果を積み上げた。

あることです。どういふ時言でし
うか。

「九分」一年は始めた時に七時四十九分だった時刻は、一六年間で一時間四四分進みました。同財団の鮫島俊一事務局長は「この間に環

森林の多面的機能も広範にわたる。生物の多様性、つまり遺伝子や生態などの保全機能、地球環境の保全機能はもとより、土砂災害

の防止、洪水の緩和、水量の調節から水質の浄化まで森林の多面的機能も極めて貴重だ。

森林の機能を金額に換算すると、年間七十兆二千六百三十八億円に達する。農林業とともに衰退状況にあるが、このような多面的機能に着目し、保護の必要性を強調したい。

◇住宅改良融資九割補償

「一〇月二十五日 産経新聞」

国土交通省は二十四日、高齢者などが所有不動産を担保に金融機関などから資金を借り、死亡時に不動産を売却して返済するリバースモーゲージについて、住宅改良用の融資資金を対象に、融資額の九割までを補償する保険制度を平成二年度から新設する方針を明らかにした。生活費や遊興費などに使われた資金などは補償されない。金融機関に住宅改良融資を促し、老後の生活に適した住宅の普及を進めるとともに、売却後、良質な中古住宅として流通することを後押しする。

新保険は、住宅金融支援機構が金融機関に対して販売する。保険料は金融機関から機構に支払われ、金利上乗せなどの形で融資を受けた人に転嫁される。今後、パリア

フリー以外にも耐震化などに保険の対象を広げることを検討する。

保険制度新設により、地震や地

価下落などで不動産の担保割れを招いた場合、金融機関は住宅改良関連の債権だけでも回収が確実になり、リバースモーゲージの取り扱いに乗り出す金融機関が増える可能性もある。

一方、融資の利用者にとっては、これまで少なかった住宅改良用融資の選択肢が増え、リフォーム需要の拡大などにつながることが期待される。

◇大手 住宅分譲用地の購入凍結

「一月九日 日経新聞」

住宅大手が分譲住宅向けの用地購入額を大幅に削減する。首位の積水ハウスは戸建て向けで新規取得の凍結を決めた。二〇〇八年度の購入額を前年度比二五%減らし、スオ業も今年度、マンション向け在庫を圧縮する。二位の大和ハウスも今年度、マンション向けを含めた分譲用地の調達を同四割程度削減する。住宅市場の長期低迷を受けた措置で、供給戸数の絞り込みで販売価格の下落を食い止めている。

大手二社が分譲用地の購入を大幅に減らすのはバブル崩壊直後以来という。同様の動きが住宅各社

に広がる可能性がある。建設資材に加え、住宅販売と連動性の高い家電など幅広い業種に影響を与える。

積水ハウスの今年度の戸建て向

け分譲用地の購入額は五百億円程度になる見通し。ここ数年で約千九百億円まで積み上がった在庫を五千億円程度に圧縮する方針。

注文住宅は堅調だが分譲住宅は今年一二・九月の受注額が前年同期比一四%減少(速報値)していることなどに対応する。

大和ハウスはマンション用地の

新規購入を原則凍結した。〇八年度上期の分譲マンション受注は前年同期比二六%減り、戸建てを含む不動産販売全体も二三%減少した。

両社は分譲用地への投資基準を厳格化。都心部一等地のマンションやオフィスビル用地など収益性が高い物件の調達は継続する。

◇日経春秋・バイオ燃料のCO₂削減効果を検証

「一月一七日 日経新聞」

熱帯林や草原を農地に変え、穀物を植えてバイオ燃料に。その過程で放出される二酸化炭素(CO₂)は、得られたバイオ燃料が

四二〇倍にもなる。米ミネソタ大学のデイビッド・ティルマン教授は、この膨大な「炭素負債」をフイ

ルドで実証した。

米アッシュ政権が農産物の価格政策として推進した穀物からのバイオ燃料製造は、環境政策としては全く逆効果だったといえる。穀物ではなく、ワラのような廃棄物や、耕作放棄地に自然に生えてくる多年草からバイオ燃料をつくれば、炭素負債はなし。CO₂を大幅に減らせるという。

ティルマン教授は、一二月に国際生物学賞を受賞する。生物学者だった昭和天皇の在位六〇年を記念して設けられた同賞は、今年で二四回目。たくさんの種類の生き物が共存する生物の多様性が、生物社会を安定させることを、実験と理論の両面で明らかにした教授の業績が評価された。

ミネソタにある一千二百六十の生態系科学保護区「シダーケリーク」で、二〇〇年以上積み上げられてきた幾多の実験。それらが多様性の意味論や効果的な温暖化対策の提言となつて結実している。生態系保全や温暖化対策をあざ笑う机上の空論がもてはやされる今の日本、実態からの逃避と知的衰弱ほかない深刻だ。

アトランダム雑誌切り抜き

10~11月

ンボジウムの開いてきているが、持続的な産学官連携システムの構築が急務であることが論議されてきた。

◆アメニティで生きる木材／無人
（「やまがら」コラムニスト）

駆ボームのベンチは無垢の木を和
木の感触を楽しみながら「現在は
木切に温かく、木の香りがする」と
生のSさん。数駅に下車してベン
チに腰を下ろし、醸し出す温かい
木の感触を楽しみながら「現在は
木切に温かく、木の香りがする」と
用している。その実態を知るために
だった。案内は木材とアメニティイ
の研究をしている東大大学院研究
生のSさん。数駅に下車してベン

本物と温かさの志向の時代」というSさんの説明を聞く。駅のベンチは「総合快適性」を満喫できる「ステーション・ファニチャー」と説くSさんは、フェンス・水のみ場・電話ボックス・標識・公衆トイレなどを木にすることが「物理学と美学の人間的融合」と考えている。

もっと木材活用を」と説くSさんの言葉に耳を傾けながら、「中部の駅百選」に選ばれた福井県越前大野駅の木造改造や「地域公共交通活性化・再生法」に沿って昭

和初期の木造駅舎を保全している鳥取県若狭駅を思い出し、これらが「アメニティで生きる木材の新しい道」だと思った。自然と人間との融合をめざした「森林・林業基本法」、「自然再生法」が成立し「森と木と人の融合」を実現してアメニティで木材を生かす身近な具体策が描かれ始めている。この活動が新しい日本林政の胎動に結びつくことを願う。(『林業経済』No.1/林業経済研究所)

ここでは「科学の発展と絶えざるイノベーションの創出」を掲げてシステム改革と成果の社会・国民への還元を求めているが、人口減少下の我が国が国際競争の一層激化する中で持続的な成長を持続するには社会システムや人材面を含めたイノベーションを全国各地で起こしていく必要がある」と述べている（第三期科学技術基本計画）。

組みが始まり、水産分野では水産総合研究センターが中心になつて「水産技術交流プラザ」を今年四月に立ち上げた。

◆森林・木材・環境分野における

森林・木材・環境分野ではすでに産学官の諸団体と連携して政策提言を目的として一九学会が参加

上げた。また森林・木材産業の発展などについての政策提言活動を展開していた日本林業協会は、新

産学官連携アーツトホール／鉢

森林・木材・環境分野ではすで
に産学官の諸団体と連携して政策提
言を目的として一九学会が参加
した森林・木材・環境アカデミー

上げた。また森林・木材産業の発展などについての政策提言活動を展開していた日本林業協会は、新時代に対応した「協会の活動の在

木和夫（森林総合研究所理事長）
二〇一五年までを視野に入れた
国家戦略指針「イノベーション25」

が〇五年に発足、翌年から「元気の出る森林と木づかいの環境—持続的な森づくりと木づかいを促す

り方」を〇八年二月に公表した。
このような背景から、森林・木
材・環境分野の産学官連携につい

の提起を受け、科学技術による地域イノベーションの試みが、产学研官連携で大学などを中心に全国で進展している。

「木づかいによる林業再生」

て森林アカデミー・森林総合研究所など二一団体と林野庁が産学官連携プラットホームを設立すること

応かりを見せている。
今年六月には産学官連携推進会議（内閣府など四省庁や経団連・日本学会議主催）が開かれた。

地球温暖化時代は森林木材が果たすべき役割」「ストップ森林破壊—気候変動対策に向けた研究者からのメッセージ」08年と毎年シ

「産学官連携プラットホーム・キックオフシンポジウム」が開かれる。プラットホームの機能が発揮され

るには、体制、シーズ発掘、ニーズ把握、共同研究、地域との連携

など、さまざまな道なきところに道を切り拓いていかねばならない。今後プラットホームに描かれる夢が森林・林業・木材産業に見えて形で示すこと（見える化）ができるれば、と思っている。（『山林』10月号／大日本山林会）

○七年では丸太で、中国へ八〇〇³m³、韓国へ八〇〇〇³m³、その他で二八〇〇³m³。製材では、中国へ一万二〇〇〇³m³、韓国へ五〇〇³m³、フィリピンへ一万一〇〇〇³m³、その他が三〇〇〇³m³。一時途絶えていた中国への九州からのスギ丸太の

◆ルパング島の雨は私を悩ませる
「自然にやさしく」はおこりん
小野田寛郎（小野田自然塾理事長）
インタビューア・藤田香（日本経済新聞社）

○頭の牛を飼っています。

起こさせます。「自分たちでできた」という自信を苦しいときに用い出してくれといい。

小野田法彦（小野田林材經營研究所長） 国内資源は年々膨張し蓄積量は六〇年前のほぼ倍の四〇億^{m³}に達した。かつては南洋材・米材・北洋材などの丸太が日本を席巻したが、現地資源の枯渇、船貨の高騰、対日丸太輸出の高率関税などが影響して外材は減少、合板向けに国産材へ追い風が吹き、各地に県産材センターの設立が相次ぐ。 追い風が吹いたといつても、原木市場での値はスギ・ヒノキとともに六五～七四年のはば三分の一だ。素材生産のコストに合わせず、放置

求される。石川県加賀流域では木連宛スギ丸太は暫減傾向で、国内向けへの転換も模索している。
そうした事情を考えると、筆者は丸太を輸出するより国内で内装材を含めた建築材・建材にして輸出するほうが得策ではないかと田畠う。今春鹿児島産のスギ材を使った木造軸組住宅を中心とした「未來の家のプロジェクト」展が北京で開かれて好評だった。昨年は秋田・鹿児島・宮崎県の団体が地元の木材を使用したマンションの和室用キットや集成材の構造材を展出して日本材をアピールした。

頼りになるのは天候だけ、ところが五年ほど前から気象がおかしくなった。周期的だった雨が不定期になり、干ばつも起き七ヵ月も雨が降らない。牧草の育ちが悪く再生力も弱い。牛を二〇〇頭減らしました。農業はもっと大変で、大豆や麦がかびて商品価値がなくなり百姓を辞めた友人もいます。八〇年に浪人生が両親を金属バトで殺す事件が起きたことに衝撃を受け小野田自然塾を設立しました。最近の子どもは自主性がなくなったのではないか、自然の中で自分で判断し実行できる子どもを育てる

こうした大自然の威力を知るキ
ンプと身近な公園で学ぶ自然教育
では海とプールほどの違いがあら
ます。海で泳ぐには波とリズムも
合わせないといけないし、引き合
だと流されてしまう。水の怖さを
実感します。ルバング島にいた時
は台風の嵐の中平原に一人いるの
が敵の鉄砲より怖かった。自然熟
では暗闇を歩かせます。一人はい
かに心細いか、ゴールで友人がい
るとホッとするかを体験して「一
の弱さもわかるのです。

自然是人が守るという考え方

林が増え、後継者の悲観論は強い。国産材の毎年の成長量に比べ消費量が少なく前途に明るさを感じられないからだ。その打開のためにも国産材の海外輸出への努力が求

経済急成長の中国・韓国は日本
の国産材にとって魅力のある市場
だ。そこへは丸太ではなく、日本
国内で付加価値をつけた建築材・
建材で輸出すべきだ。(『現代林業

てたい思いでした。キャンプでも「自然の中でヒントを得ろ」と教え、不便な所へ行くのだから用意も最小限のものしか持たせないで、「一つのものをいくつにも応用

おごりです。自然は子孫からの頼
かり物です。自然を良く知り、
を知つて足るを知ることが重要で
す。(『日経エコロジー』11月号)

11月号／全国林業改良普及協会

て生きていく」ことを体験させて
います。すると新しいものを作
り、知恵が生まれます。

められる。そうした輸出活動は近年活性化しつつある。

◆ルバング島の雨は私を悩ませた
「自然にやさしく」はおこり、
11月号／全国林業改良普及協会)

て生きていく」ことを体験させています。すると新しいものを作ってくれます。

【歳出】

区分	前年度 予算額 百万円	21年度 予定額 百万円	対前年 度比 %	摘要 要 ()は、前年度予算
人件費	65,723	63,037	95.9	
定員内職員給与	32,554	31,864	97.9	
基幹作業職員給与	7,629	6,426	84.2	
退職手当	8,623	8,344	96.8	
共済・公災等	16,917	16,403	97.0	
事業的経費	88,020	89,224	101.4	
森林整備経費	69,628	69,002	99.1	災害復旧費 3,002(3,122)百万円を含む
その他経費	18,392	20,222	109.9	野生鳥獣との共存に向けた生息環境等整備モデル事業等新規事業の事業費 178(0)百万円
利子・償還金	256,047	269,693	105.3	
元本償還	231,588	247,081	106.7	
支払利子	24,458	22,611	92.4	長期借入金利子 22,547(24,374)百万円
交付金等	7,228	7,078	97.9	
治山事業費	31,611	32,036	101.3	
予備費	1,010	1,010	100.0	
歳出合計	449,639	462,077	102.8	

注) 四捨五入の關係で計が一致しないものがある。

平成21年度 国有林野事業特別会計予算（案）の概計

【歳入】

区分	前年度 予算額	21年度 予定額	対前年 度比	摘要
国有林野事業収入	百万円 44,566	百万円 39,313	% 88.2	()は、前年度予算
業務収入	32,404	29,193	90.1	
林野等売払代	7,000	5,000	71.4	
財産貸付料等収入	5,162	5,120	99.2	
一般会計受入	168,975	170,853	101.1	
事業施設費	76,138	78,627	103.3	森林吸収目標達成に向けた間伐強化対策の推進 (注)造林利子総入2,752(3,529)百万円を含む
治山事業費	40,714	40,107	98.5	
公益林管理費	25,686	26,464	103.0	
一般行政的経費	1,401	1,560	111.3	野生鳥獣との共存に向けた 生息環境等整備モデル事業(新規) 105(0)百万円 森林・林業体験交流促進対策(新規) 73(0) "
地球環境保全 森林管理強化対策	4,192	4,299	102.6	
利子補給	20,845	19,795	95.0	
地方公共団体工事費 負担金収入	3,432	4,086	119.1	
借換借入金	231,500	247,000	106.7	
雑 収 入	1,167	825	70.7	
歳入合計	449,639	462,077	102.8	

注) 四捨五入の関係で計が一致しないものがある。

平成21年度 国有林野事業特別会計予算（案）の概要

平成20年12月
林野庁

国有林野事業として、森林の公益的機能の維持増進、地球温暖化防止対策に積極的に取り組むとともに、財政の健全化を図りつつ改革を着実に推進することとし、必要な予算を計上する。

1 事業収入の確保及び事業の効率的な実施

収穫量の増加が見込まれる中で、需要動向に即応した販売を一層推進し林産物収入等の確保に努める。

また、各種事業について、公益的機能の維持増進を旨として経費の節減に努めつつ効率的に実施する。

2 森林の公益的機能の維持増進

① 森林整備の推進（事業施設費）

京都議定書の森林吸収目標達成を図るため、国有林野事業としても間伐等の森林整備を集中的に実施し、地球温暖化の防止を推進するとともに、美しい森林づくりに資する。

② 野生鳥獣との共存に向けた生息環境等整備モデル事業（新規）

住民と鳥獣の棲み分け、共生を可能とする地域づくりに取り組むため、地方公共団体、N P O等と連携し、奥地国有林における野生鳥獣の生息環境の整備と鳥獣の個体数管理等の総合的な対策をモデル的に実施する。

③ 森林・林業体験交流促進対策（新規）

国有林野を利用した森林環境教育の一層の推進を図るため、農山漁村における体験活動とも連携し、フィールドの整備及び学習・体験プログラムの作成を実施する。

3 治山事業

民有林補助治山事業との一層の連携を図りつつ、直轄治山事業を着実に推進する。

VII 国有林野の管理経営の適切かつ効率的な推進

【事業施設費 786（761）億円】
【公益林等保全管理費 323（313）億円】
【利子補給 198（208）億円】

対策のポイント

公益的機能の維持増進を旨として地球温暖化防止等の課題に積極的に取り組みつつ、国有林野を適切かつ効率的に管理経営するため、必要な経費について一般会計より繰り入れます。

（国有林野の現状）

- ・我が国森林面積の約3割を占める国有林野は、奥地脊梁山脈や水源地域に広く分布しており、その約9割が保安林に指定されているなど公益的機能の発揮に大きな役割を果たしています。
- ・国有林野は、白神、屋久島、知床といった世界自然遺産のほとんどを占めており、そうした原生的な天然生林等について、保護林841箇所78万haを設定。
- ・また、種の保全や遺伝的な多様性を確保するため保護林相互を連結した「緑の回廊」については、24箇所51万haを設定（平成20年4月1日現在）。

政策目標

公益的機能の維持増進を旨とした効率的かつ着実な森林の整備・保全等を推進

<内容>

1. 森林の公益的機能の維持増進

京都議定書の森林吸収目標達成を図るため、国有林野事業としても間伐等の森林整備を集中的に実施し、地球温暖化の防止とともに、美しい森林づくりを推進します。

【森林整備の推進（事業施設費） 78,627（76,138）百万円】

2. 鳥獣被害対策の推進

住民と鳥獣の棲み分け、共生を可能とする地域づくりに取り組むため、地方公共団体、NPO等と連携し、奥地国有林における野生鳥獣の生息環境の整備と鳥獣の個体数管理等の総合的な対策をモデル的に実施します。

【野生鳥獣との共存に向けた生息環境等整備モデル事業 105(0)百万円】

3. 国有林野の利用による森林環境教育の推進

国有林野を利用した森林環境教育の一層の推進を図るため、農山漁村における体験活動とも連携し、フィールドの整備及び学習・体験プログラムの作成を実施します。

【森林・林業体験交流促進対策 73(0)百万円】

[担当課：林野庁管理課（03-6744-2315（直））]

VI 持続可能な森林経営の実現に向けた国際的な取組の推進

【国際林業協力事業等 320（368）百万円】
【国際機関への拠出金 199（189）百万円】

対策のポイント

国際的な協調の下で持続可能な森林経営を推進するため、地球規模の課題である違法伐採対策及び森林の減少・劣化対策に取り組みます。

（森林・林業の国際的動向）

- 世界の森林は、2000年から2005年にかけて、日本の国土の2割に相当する年平均730万haの純減（FAO「世界森林資源評価2005」）。
- 森林減少・劣化により発生する温室効果ガスは、総排出の2割を占めると言われており、地球温暖化防止の観点から極めて重要な課題。
- 2008年7月に開催された洞爺湖サミット首脳文書は違法伐採対策及び森林の減少・劣化対策のための行動を奨励。

政策目標

- 国際的な協調の下での森林の有する多面的機能の発揮に向けた取組の推進
- 持続可能な森林経営に貢献するため、国際熱帯木材機関の熱帯地域の加盟国において、違法伐採対策を含む林業・林産業の普及・指導者の育成を支援

<内容>

1. 違法伐採対策の推進

国際熱帯木材機関（ITTO）を通じて、熱帯地域住民の森林経営への参加支援や普及・指導員の育成等を行うことにより、違法伐採対策を推進します。

熱帯林減少・劣化抑止のための違法伐採対策推進事業 126（0）百万円
事業実施主体：国際熱帯木材機関

2. 森林減少・劣化対策の推進

森林減少対策の具体的活動支援や、衛星画像等を活用した森林減少・劣化の把握技術の開発、人材育成等に取り組みます。

森林減少防止のための途上国取組支援事業 45（0）百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体

[担当課：林野庁計画課（03-3591-8449（直））]

3. 災害に強い森林づくりによる流木対策の推進

流木災害の発生が懸念される流域において、治山事業、砂防事業の連携による一体的かつ集中的な流木防止対策を計画的に実施する「総合的な流木災害防止対策事業」等を推進するとともに、飛砂や高潮等による被害を防止・軽減する海岸防災林等の保安林において、森林造成の妨げとなる流木等の除去対策を実施します。

〔復旧治山事業等（公共） 63,213（68,487）百万円の内数
補助率：1／2等
事業実施主体：国、都道府県〕

4. 岩手・宮城内陸地震による大規模山地災害への対応

平成20年岩手・宮城内陸地震災害による山地災害のうち、規模が著しく大きく高度な技術を要する箇所について、民有林直轄治山事業に着手するとともに、治山激甚災害対策特別緊急事業等を実施し、安全と安心を確保します。

5. 森林管理局による迅速・円滑な支援の実施

大規模災害発生時における被害箇所の調査や、災害復旧対策についての助言を行う専門家の派遣など、森林管理局による都道府県に対する支援を引き続き迅速・円滑に実施します。

[担当課：林野庁治山課 （03-6744-2307（直））]

V 地域の安全・安心の確保に向けた治山対策の推進

【治山事業 99, 190(105, 250) 百万円】

対策のポイント

近年の局地的な豪雨の頻発や地震等による大規模な山地災害の発生を踏まえ、住民参加型の先駆的かつ総合的な減災対策等の「犠牲者ゼロ」に向けた効果的・効率的な治山対策を推進し、地域の安全・安心の確保を図ります。

(我が国の山地災害の発生状況等)

・「非常に激しい雨（1時間降水量50mm以上）」のアメダス100地点当たり年間発生回数

16.6回（昭和51年～昭和60年平均） → 21.8回（平成8年～平成17年平均）

（気象庁資料より）

・山地災害危険地区数 約23万6千箇所（平成17年度末）

・山地災害発生箇所数 約3,600箇所/年（平成15～19年における平均値）

・強い降雨現象は頻度が増す可能性が非常に高く、洪水リスクを増加させる。

（「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）作業部会報告書（平成19年4月6日公表）」）

政策目標

山地災害による被害の軽減（「犠牲者ゼロ」）

<内容>

1. 地域住民等との協働による先駆的かつ総合的な減災対策の推進

緊要度に応じたハード対策や警戒避難体制の整備等のソフト対策を内容とする「山地災害減災計画」を国・都道府県が市町村や地域住民と協働で策定し、地域住民の災害に対する意識を高めつつ、住民参加型の先駆的かつ総合的な減災対策を推進します。

山地災害総合減災対策治山事業（公共） 5,300(0) 百万円
補助率：1／2等
事業実施主体：国、都道府県

2. 山村地域の特性に応じたきめ細やかな治山対策の推進

奥地山村集落周辺の荒廃した保安林において、背後に山がせまる傾斜地に人家が点在するなどの山村地域の立地条件に応じたきめ細やかな治山対策と地域住民等の参画による効果的な森林の整備を講じ、山地災害による被害の防止・軽減と水源林の整備等を促進します。

水源の里保全緊急整備事業（公共） 700(0) 百万円
補助率：1／2等
事業実施主体：国、都道府県

IV 社会全体での森林資源の保全・活用による山村再生システムの構築

【社会的協働による山村再生対策 2, 350(0) 百万円】

対策のポイント

山村が有する環境、教育、健康面の機能に着眼して、政策的支援と企業からの支援を集約するセンター機能を創設し、森林資源の保全・活用により、山村の再生を図る取組を推進します。

(具体的な取組)

① 森林資源を利用した二酸化炭素排出量削減の取組、② 木質バイオマス資源の山村地域からの安定供給を確保する取組、③ 森林資源を新素材やバイオエタノール等に転換する新しい環境ビジネスを山村地域に定着させる取組、④ 健康関連産業や教育関連産業を山村に定着させる取組を推進します。

政策目標

- 森林資源の活用により二酸化炭素排出量の削減
- 森林の整備と林業の再生に寄与

<内容>

1. 社会的協働による山村再生対策の構築

山村固有の資源の新たな活用を図るために、センター機能を核として社会的システムを構築し、都市の資本を含む社会全体の協働により、山村の再生と森林資源の活用による低炭素社会の実現をめざす取組を推進します。

社会的協働による山村再生対策構築事業 350(0) 百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体

2. 木質バイオマス資源を供給・活用するためのインフラ整備

木質バイオマス資源を供給・活用するために欠かせない路網を整備し、間伐等の森林整備を推進します。

森林環境保全整備事業等（公共） 2, 000(0) 百万円
補助率：3／10等
事業実施主体：地方公共団体、森林組合等

3. 低利な運転資金の融通

チップ、ペレットの安定供給を確保するため、チップ等を製造するための間伐材等の素材生産又は引取りを行う内容の協定が結ばれた場合、当該素材生産業者、チップ工場等に対し低利な運転資金を融通します。

【金融措置：木材産業等高度化推進資金】

[担当課：林野庁計画課]

(03-3502-0048(直))]

支援、長期優良住宅等に対応した新たな地域材製品の開発・普及等を図ります。

住宅分野への地域材供給シェア拡大総合対策事業	290(0) 百万円
	補助率：定額、1/2
	事業実施主体：民間団体

(3) 木質バイオマスの利用拡大と安定供給体制の確立

① 木質バイオマスの利用拡大に向けた総合的な取組の推進

製紙用間伐材チップの安定供給を促進するため、チップの検量方法や関係者の連携による安定供給体制の確立、木材チップ製造施設等の整備を行います。

また、木質ペレット利用拡大に向け、地域における木質ペレットの安定的な販路の開拓や生産・集荷・流通体制の整備を図る等の取組に対して支援します。

【製紙用間伐材チップの安定供給支援事業 30(0) 百万円】

【森林・林業・木材産業づくり交付金 13,222(9,692) 百万円の内数】

【CO₂排出削減のための木質バイオマス利用拡大対策事業 121(0) 百万円】

② 低利な運転資金の融通

チップ、ペレットの安定供給を確保するため、チップ等を製造するための間伐材等の素材生産又は引取を行う内容の協定が結ばれた場合、当該素材生産業者、チップ工場等に対し、低利な運転資金を融通します。

【金融措置：木材産業等高度化推進資金】

(4) 木材利用による環境貢献度の定量的評価手法の構築

低炭素社会に向けて、木材利用による省CO₂効果の「見える化」をはじめとした環境貢献度を評価するシステムの開発を行います。

環境にやさしい木材利用推進緊急対策事業のうち 木材利用による環境貢献度の定量的評価手法の構築	13(0) 百万円
	補助率：定額
	事業実施主体：民間団体

(5) 公共施設における木材利用の推進

利用者が多く、展示効果やシンボル性も高い、木材利用の拡大に向けた地域への波及効果が期待できる公共施設等における木材のモデル的利用を推進します。

森林・林業・木材産業づくり交付金 13,222(9,692) 百万円の内数	交付率：定額 (1/2)
	事業実施主体：都道府県、市町村等

2. 先進技術を活用したバイオマス燃料等の製造システムの構築

林地残材や間伐材等の未利用森林資源活用のため、先進的な技術による木質からのエネルギー・マテリアルの製造システムの構築を行います。

森林資源活用型ニュービジネス創造対策事業	750(1,200) 百万円
	事業実施主体：民間団体

3. 違法伐採対策

違法に伐採された木材・木材製品をマーケットから排除し、マーケットで合法性等の証明された木材等が一層評価され、使用されるよう対策を講じます。

合法性等の証明された木材の普及促進事業	101(0) 百万円
	補助率：定額
	事業実施主体：民間団体

[担当課：林野庁木材産業課 (03-3501-3841 (直))]

III 需給変化に対応した木材産業構造の確立と国産材利用拡大

【木材産業総合対策 1,024(0) 百万円 ほか】
【森林・林業・木材産業づくり交付金 13,222(9,692) 百万円の内数】

対策のポイント

国産材への原料転換や生産品目の転換による木材産業構造の再構築や、原木の品質（一般製材用、合板・集成材用、チップ・ペレット用等）ごとに需要者ニーズに対応した製品の供給体制の整備を図ります。

国産材利用の意義の啓発、普及を推進し、国産材利用の拡大に取り組みます。

(我が国の木材を巡る情勢)

- 平成19年の木材自給率は、22.6%（対前年比2.3ポイント増加）で3年連続向上しました。
- 輸入材を含めた原木消費量の5割を中小製材工場が消費しており、木造住宅の主要な工法である在来工法住宅生産の担い手の6割を大工・工務店が占めています。
- ロシア政府は、丸太輸出税を6.5%（平成19年6月末）から80%（平成21年1月）に段階的に引き上げる予定であり、北洋材丸太輸入の大幅減が懸念されています。
- 木質ペレットの生産量は約4,000トン（平成15年）から約34,000トン（平成19年）に増加しています。
- 北海道洞爺湖サミットにおいて、違法伐採問題が大きく取り上げられました。

政策目標

- 木材供給・利用量を平成27年度までに35%拡大
1,700万m³（平成16年） → 2,300万m³（平成27年）
- 外材からの原料転換等により国産材処理能力を平成25年までに300万m³向上（平成19年：1,860万m³）
- 住宅（在来工法）における地域材使用割合の拡大
約3割（平成17年） → 約6割（平成27年）

<内容>

1. 木材産業総合対策

(1) 国産材への原料転換や中小工場と中核工場の連携による加工流通体制の構築
外材を巡る状況から製材工場等が国産材に原料転換する取組や中小製材工場が生産品目の転換により中核工場と連携する取組等に対し、施設整備や技術指導、借入資金の利子助成等の支援を行います。

また、木材製造業者が原材料調達の一部を外材から国産材へシフトするために国産材素材の引取を行う場合、一層低利な運転資金を融通します。

【地域材の水平連携加工システム推進事業 71(0) 百万円】
【木材産業原料転換等構造改革緊急対策事業 500(0) 百万円】
【森林・林業・木材産業づくり交付金 13,222(9,692) 百万円の内数】
【金融措置：木材産業等高度化推進資金】

(2) 住宅分野における地域材シェアの拡大

住宅分野における地域材のシェアを拡大するため、「顔の見える木材での家づくり」グループのネットワーク化や地域材を生かした「地域型住宅づくり」への

【森林整備地域活動支援交付金 5, 437 (7, 247) 百万円の内数】
【金融措置：株式会社日本政策金融公庫資金】

2. 利用間伐により森林所有者の負担軽減を実現できる林業経営体・事業体の育成

(1) 森林所有者の負担軽減を実現できる林業経営体・事業体の育成

実行体制について第三者機関の評価を受けた林業経営体・事業体に対して、提案型集約化施設の実施に必要なノウハウの蓄積、不測の事態が発生した場合のリスクの軽減を支援します。また、高性能林業機械の導入等を支援し、提案型集約化施設を的確に実施できる能力を有する林業経営体・事業体を育成します。

【集約化等経営支援対策事業 1, 450 (0) 百万円の内数】

【森林・林業・木材産業づくり交付金 13, 222 (9, 692) 百万円の内数】

(2) 提案型集約化施設の面的拡大

市町村、林業事業体等からなる集約化促進協議会（仮称）を設置し、提案型集約化施設の面的拡大を図ります。また、提案型集約化施設に取り組む林業経営体・事業体に対する指導体制の強化や評価支援体制の確立を支援します。

【施設集約化・供給情報集積事業 524 (592) 百万円】

【森林整備地域活動支援交付金 5, 437 (7, 247) 百万円の内数】

(3) 低コスト・高効率な作業システムの整備・定着

森林施設を効率的かつ効果的に実施するため、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コスト・高効率な作業システムの整備、定着等を推進します。また、効率的な森林整備を支援する機械の開発・改良等を推進します。

【低コスト作業システム構築事業 153 (202) 百万円】

【森林整備効率化支援機械開発事業 101 (123) 百万円】

【がんばれ！地域林業サポート事業 70 (100) 百万円】

3. 「緑の雇用」等による担い手の育成

林業に必要な基本的な技術から、より効率的な作業に必要な低コスト作業システムなどの技術に至るまで、新規就業者への研修を支援することにより、担い手の育成・定着を進め、国産材の安定供給を推進します。

緑の雇用担い手対策事業 6, 000 (6, 700) 百万円
補助率：定額
事業実施主体：全国森林組合連合会

[担当課：林野庁経営課 (03-3501-3810 (直))]

II 新たな森林経営政策の確立に向けた対策

【森林経営政策 13,935(14,963)百万円の内数】
【森林・林業・木材産業づくり交付金 13,222(9,692)百万円の内数】

対策のポイント

今後、人工林資源が主伐期を迎えるに当たって、主伐・更新による資源の循環利用を通じて林業経営の安定を図ることが重要です。そのために必要な調査・実証等に取り組みます。また、森林施業を集約化し、森林所有者の負担軽減を実現できる林業経営体・事業体の育成を進め、国産材の安定供給体制を確立します。

(我が国の林業経営を巡る状況等)

- ・今後10年間で人工林の約6割が利用可能な高齢級の森林に移行します。
- ・今後、主伐期を迎えるに当たって、林業への再投資により森林資源の循環利用を担える林業経営体・事業体を育成することが必要です。
- ・また、間伐が必要な森林が大宗を占める現状の下で、施業・経営の集約化により、利用間伐により森林所有者の負担軽減を実現できる林業経営体・事業体を育成することが必要です。

政策目標

- 主伐・更新による人工林資源の循環利用を通じて安定的に林業経営を担える林業経営体・事業体を育成
- 提案型集約化施業の推進により、森林所有者の負担軽減を実現できる林業経営体・事業体が平成23年度までに私有林の8割程度をカバーできる体制を構築

<内容>

1. 林業経営の安定に向けた取組

(1) 森林資源の循環利用によるビジネスモデルの構築

主伐収入と低コスト造林・保育等により、森林資源を循環利用するビジネスモデルを構築するための調査・実証を行い、主伐期を迎えるに当たっての林業経営のあり方を検討します。

〔 低コスト林業経営等実証事業 200(0) 百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体 〕

(2) 経営規模の拡大等による経営基盤の強化の促進

林業経営体・事業体による施業・経営の集約化、森林の取得による経営規模の拡大などの取組に対して総合的に支援します。

【施業集約化・供給情報集積事業 524(592) 百万円】

森林吸収源対策の一層の推進 [平成21年度概算決定]

(単位:億円)

必要な予算の確保

- ・森林の整備・保全の着実な実施のための予算を確保(林野一般公共)

・**森林整備事業** 1,617(1,626) 99.4%

・**治山事業** 992(1,053) 94.2%

※このうち京都議定書目標達成計画予算A区分(6%削減約束に直接の効果がある予算)として計上されるもの 1,596(1,612)



- ・農林水産省を挙げた森林吸収源対策を引き続き実施

・「漁場保全の森づくり事業」100(100)

・「農業用水水源地域保全整備事業」50(50)



条件不利森林等解消緊急対策

・対策が3年目を迎える中で、間伐が進みにくい条件不利森林の残存防止・早期解消に向けた対策が必要(個人負担、地方負担の軽減にも寄与)

・**条件不利森林公的整備緊急特別対策事業** 75(0)【新規】 (別に活用可能な特別枠:25)

→森林の立地等において条件が不利な森林を対象に行う間伐等について、定額助成方式により支援



・**森林境界明確化促進事業** 10(0)【新規】

→森林境界を明確化する取組を定額助成方式で支援することによって、間伐実施の前提条件の整備を推進

・**森林環境保全整備事業等の拡充** 525(554)の内数

→路網整備の進んでいない地域において、先行・一括による路網整備を推進



・**育成林整備事業等の拡充** 273(287)の内数

→間伐遅れにより過密化した森林の適切な整備、小面積森林の間伐を特定間伐等促進計画に基づき推進



・**水源の里保全緊急整備事業** 7(0)【新規】

→奥地山村集落において、きめ細やかな治山対策と地域住民等の参画による効果的な森林の整備を推進



地方負担の軽減・平準化に向けた取組

- ・平成20年5月に施行した「間伐等促進法」に基づく地方負担の軽減・平準化に資する措置の活用と地方交付税措置の充実

・地方財政措置

- ・追加的な間伐等への地方債の適用及び償還金に係る普通交付税措置

- ・市町村等が私有林を公的に整備する場合の特別交付税措置を拡充要求

・**美しい森林づくり基盤整備交付金** 10(10)

国から市町村に交付金を直接交付し、現場の創意工夫が活かせる柔軟な助成を引き続き実施

個人負担の軽減に向けた取組

- ・間伐材生産コストの低減等を推進し、実質的な個人負担の軽減に資する施策を推進

・**集約化等経営支援対策事業** 14.5(0)【新規】

- ①提案型集約化施設の実行体制の評価を受けた事業体等に対する提案から精算までのノウハウ蓄積への定額助成・損失額の補填による支援、
②民間資金で高齢級間伐を行う事業体等に対する利子助成・損失額の補填による支援を実施



・**施業集約化・供給情報集積事業** 5(6)

- 不在村森林所有者への働きかけ等を強化

・**森林・林業・木材産業づくり交付金** 132(97)の内数

・**がんばれ！地域林業サポート事業** 1(1)

- 高性能林業機械の購入やリースによる導入を支援



・**緑の雇用担い手対策事業** 60(67)

- 高性能林業機械を使った効率的な作業に必要な研修を支援

(2) 企業やNPO等の森林づくり活動への支援の推進

企業やNPO等の森林づくりをサポートする活動や、地域住民等が参画する森林の整備等を支援します。

美しい森林づくり活動推進事業 182 (252) 百万円
補助率：定額、1/2
事業実施主体：民間団体

(3) 地域の森林づくりの推進役となる林業後継者の確保

経営感覚に優れた森林所有者の養成、山村地域の小・中学生を対象とした体験学習の実施を通じた林業後継者の確保を図ります。

林業後継者活動支援事業 91 (91) 百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体

(4) 国有林野の利用による森林環境教育の推進

農山漁村における体験活動と連携し、国有林野において森林・林業に関する体験学習のためのフィールドの整備及びプログラムの作成を実施します。

森林・林業体験交流促進対策（特会） 73 (0) 百万円
事業実施主体：国

4. 「美しい森林づくり」に向け国民ニーズを踏まえた森林づくりの推進

(1) 花粉発生源対策の推進

花粉症対策苗木の先駆的な生産手法の普及やヒノキ雄花の観測手法の開発等に新たに取り組みます。また、花粉の少ない森林への転換を引き続き促進します。

【広域連携優良苗木確保対策のうち森林力増強苗木生産事業 19 (0) 百万円】

【森林環境保全総合対策事業 158 (0) 百万円の内数】

(2) 森林病害虫、鳥獣被害対策の推進

環境に配慮した松くい虫被害対策を推進します。また、ナラ枯れ被害の防除戦略策定技術の開発や鳥獣被害軽減に資する生息環境としての森林管理対策を推進します。

【森林病害虫等防除事業費補助金 744 (744) 百万円】

【森林環境保全総合対策事業 158 (0) 百万円の内数】

【野生鳥獣被害対策の観点からの生息環境としての森林管理技術開発事業

10 (0) 百万円】

【野生鳥獣との共存に向けた生息環境等整備モデル事業（特会）

105 (0) 百万円】

2. 森林所有者負担軽減を実現する効率的な間伐等の推進

充実内容6 森林所有者負担を求める間伐に取り組む事業体等を支援します。

提案型集約化施業の実行体制について第三者機関の評価を受けた事業体等に対し、施業の提案から実施、精算までのノウハウ蓄積についての定額助成・損失額の補填による支援を行います。また、民間資金を活用し高齢級間伐を行う事業体等に対し、利子助成・損失額の補填による支援を行います。

【集約化等経営支援対策事業 1,450(0)百万円】

【施業集約化・供給情報集積事業 524(592)百万円の内数】

充実内容7 意欲的な事業体の取組を助長して間伐量の拡大を図ります。

効率的な森林整備を行う体制が整っていない地域への集約化施業の実施に意欲的な事業体の参入を支援し、事業体同士の広域連携を図ることにより、地域ニーズのギャップの解消を推進します。

〔 森林整備広域連携促進対策事業 28(0)百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体 〕

充実内容8 高性能林業機械の導入や路網の整備を進めます。

高性能林業機械の購入やリースによる導入を支援するとともに、高性能林業機械を使った効率的な作業に必要な研修を支援します。また、路網の整備等の条件整備を推進し、効率的な間伐の実施を図ります。

【森林・林業・木材産業づくり交付金 13,222(9,692)百万円の内数】

【がんばれ！地域林業サポート事業 70(100)百万円】

【緑の雇用担い手対策事業 6,000(6,700)百万円】

充実内容9 間伐材等の利用を推進します。

間伐により発生する木質資源の安定的な確保及び燃料用等への利用に対する支援を通じて、間伐と木質資源の利用を一体的に進めるモデルを構築します。また、都市の資本を含む社会全体の協働により、間伐材等の原燃料としての利用を推進します。

【木質資源利用ニュービジネス創出事業 542(573)百万円】

【社会的協働による山村再生対策構築事業 350(0)百万円】

3. 美しい森林づくり推進国民運動の展開

平成19年に設立された「美しい森林づくり全国推進会議」や各地域で順次立ち上がりつつある民間推進組織とも連携を図りつつ、間伐等の推進についての国民世論の形成と現場への働きかけを強化するなど運動の展開を図ります。

(1) 不在村森林所有者への働きかけの強化

「ふるさと森林会議」の開催や司法書士と森林組合との連携に加え、森林施業への網羅的な働きかけを強化します。

〔 施業集約化・供給情報集積事業 524(592)百万円
補助率：定額、1/2
事業実施主体：全国森林組合連合会 〕

<内容>

1. 条件不利森林等解消緊急対策

充実内容1 公的主体への定額助成により条件不利地の未整備な森林の効率的な解消を図ります。

森林の立地等において条件が不利な森林を対象に行う間伐等について、定額助成方式により支援します。

条件不利森林公的整備緊急特別対策事業（森林・林業・木材産業づくり交付金）
7,500(0)百万円
交付率：定額
事業実施主体：地方公共団体、森林整備法人等
※別に活用可能な特別枠（森林・林業・木材産業づくり交付金）2,500百万円

充実内容2 境界が不明確なため間伐が進んでいない地域への本格支援策を導入します。

森林境界を明確化する取組を定額助成方式で支援することによって、間伐実施の目途が立たなかつた森林の集約化と間伐の実施を推進します。

【森林境界明確化促進事業 1,000(0)百万円】
【森林整備地域活動支援交付金 5,437(7,247)百万円の内数】

充実内容3 間伐の推進に不可欠な路網の整備を効果的・効率的に進めます。

特定間伐等促進計画に基づき路網整備を実施する場合、森林施設計画に基づく場合と同様に先行・一括整備を可能とし、特定間伐等の推進を図ります。また、地方財政措置を充実します。

【特定間伐等の促進のための路網整備の推進（森林環境保全整備事業等）（公共）】
52,528(55,376)百万円の内数
【地方財政措置要望（総務省）】

充実内容4 現場実態に応じた柔軟な助成を行います。

施業が放棄され間伐遅れとなり過密化した森林について、適切な森林整備が実施されるよう措置します。また、小面積森林の間伐を特定間伐等促進計画に基づき推進します。

過密化した森林の適切な整備等の推進（育成林整備事業等）（公共）
27,277(28,711)百万円の内数
補助率：3／10等
事業実施主体：地方公共団体、森林組合等

充実内容5 山村地域において、きめ細やかな治山対策を推進します。

奥地山村集落周辺の荒廃した保安林において、背後に山がせまる傾斜地に人家が点在するなどの山村地域の立地条件に応じたきめ細やかな治山対策と地域住民等の参画による効果的な森林の整備を推進し、水源林の整備等の促進を図ります。

水源の里保全緊急整備事業（公共）700(0)百万円
補助率：1／2等
事業実施主体：国、都道府県

平成21年度林野庁予算概算決定の重点事項

低炭素社会に向けた森林資源の整備・活用と
林業・山村の再生のため、以下の予算を編成。

平成21年度概算決定額（平成20年度予算額）
378,659（385,441）百万円
うち林野一般公共事業
260,925（267,885）百万円
注：上記のほか、地域再生基盤強化交付金措置額を
内閣府に計上。

I 条件不利未整備森林の早期解消等による森林吸収源対策の一層の推進

【森林整備事業・治山事業 260,925（267,885）百万円】
【美しい森林づくり推進国民運動の展開 1,411（1,433）百万円の内数】

対策のポイント

低炭素社会の実現に不可欠な森林吸収源対策の一層の推進に向け、間伐等の森林整備が進みにくい条件不利森林の早期解消に向けた取組等の充実を図ります。また、国民ニーズを捉えた美しい森林づくりを推進します。

（森林吸収源対策を取り巻く現状）

- ・森林吸収目標1300万炭素トンの達成に必要な間伐を進めるため、必要な財源の確保、地方負担、個人負担の軽減に取り組んでいます。
- ・間伐等促進法が平成20年5月に施行されました。（追加的な間伐等への地方債の特例措置）
- ・平成19年より、間伐量を急増（従来水準に比して1.6倍の規模）させて取り組んでいることから、対策が後年度になるほど条件が不利な場所が残されると見込まれます。

政策目標

- ① 2007年～2012年の6年間で330万haの間伐を実施し間伐の遅れを解消
- ② 100年先を見据え、広葉樹林化、長伐期化、針広混交林化等多様な森林づくりを推進



京都議定書第1約束期間（2008年から2012年）における
森林吸収目標1300万炭素トンの達成

森林の未来を憂えて

——国民森林会議設立趣意書——

日本の風景の象徴である松林が枯れづけています。近年、台風や豪雪で各地の山林が大きな被害をうけました。また、森林を伐りすぎたため、水資源の不安が強まっています。

一九六〇年代の高度経済成長のもとで、人びとは農山漁村から大量に都市へ流出しました。どくに林業の分野では、戦後大規模に造林を進めたにもかかわらず、その手入れはなおりにされています。

日本の森林は、いま病んでいます。このままではわが国の文化を育んできた森林・山村はさらに荒廃し、その未来はまさに暗いといわねばなりません。

このような現実を見すごしてよいのでしょうか。いま私たちは、次のような課題の解決を迫られています。

一、二一世紀初頭までには、地球上の森林の二割が失われるといわれています。人類にとって重要な機能をもつ森林に、私たちはどういう活力を与える、守り育てていくべきでしょうか。

一、森林は、林業にかかる人びとによってこれまで辛うじて支えられてきました。このままでは、その想い手を失う日が近いのではないでしょうか。

一、山村に住み、林業で働いている人びと、都市に住む人たちはどのように手をにぎり合えるでしょうか。

一、いまみられる民有林や国有林の危機的状態は、どのように克服することができるでしょうか。

一、いま、わが国は、木材需要の七割を外材に依存しています。森林資源の枯渇する中で、開発途上国の森林にどのようにかかわるべきでしょうか。

このような森林をめぐる諸問題の解決は、決して林業関係者だけにゆだねておくべきではありません。美しい国土と緑を子孫に残すために、日本の森林はどうあるべきか、いまこそ国民的合意を高める必要があります。

私たちは、以上のような国民的立場から、将来の森林や林業、山村のあり方を方向づけ、提言としてまとめ、その実現を目指したいと思います。このためには、広い視野と長期の展望に基づいた英知の広範な結集がせひ必要です。

そこで「国民森林会議」を設立し、広く国民・政府に訴えることを決意するに至りました。多くの方々のご賛同ご加入を望んでやまない次第です。

一九八二年一月九日

季刊 国民と森林

2009年新春 第107号

■発行 2009年1月1日

■発行責任者 只木良也

■発行所 国民森林会議

■連絡先 ☎100-8952 東京都千代田区
霞が関1-2-1 林野労組内

TEL 03-3519-5981
FAX 03-3519-5984

<http://www.peoples-forest.jp>

E-mail:info@peoples-forest.jp

振替口座00120-0-70096

■定価 1,000円(税込)

(年額3,000円)